

官報

号外

平成七年十一月二十一日

○第百三十四回 衆議院會議録 第十六号

平成七年十一月二十一日(火曜日)

午後零時五十分 本会議

○本日の會議に付した案件

議員請暇の件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

接収刀剣類の処理に関する法律案(文教委員長提出)

橋本通商産業大臣のAPEC大阪會議等出席報告及び河野外務大臣のAPEC大阪會合を中心とする外交案件に関する報告及び質疑

午後零時五十九分開議

○議長(土井たか子君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(土井たか子君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

小森龍邦さんから、海外旅行のため、十一月二十六日から十二月三日まで八日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、許可することに決まりました。

○山本有二君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、サービスの貿易に関する一般協

定の第二議定書の締結について承認を求めるの件、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件、右三件を一括議題とし、委員長は報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

○議長(土井たか子君) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長三原朝彦さん。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(三原朝彦君登壇)

○三原朝彦君 ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日本・ヴィエトナム租税協定について申し上げます。

ベトナムとの租税協定は、平成七年十月二十四日ハノイにおいて署名されたもので、国際的な二重課税を可能な限り回避または排除することを目的とし、近年我が国が締結した租税条約とほぼ同様のものであります。

本協定は、協定の対象となる租税、企業の事業所得及び国際運輸業に対する課税、配当、利子及び使用料についての源泉地国の税率の制限並びに自由業者、給与所得者、芸能人及び学生等の人的役務所得に対する課税原則等について定めております。

次に、サービスの貿易一般協定第二議定書について申し上げます。

ウルグアイ・ラウンド交渉の成果の一つとし

平成七年十一月二十一日 衆議院會議録第十六号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件外二件 接収刀剣類の処理に関する法律案

二

て、サービス貿易についての国際的規律を規定したサービス貿易一般協定が世界貿易機関協定の附属書として作成されましたが、金融サービス分野については、交渉が難航し、世界貿易機関協定の効力発生後も交渉が継続されました。その結果、本年七月二十一日に世界貿易機関の金融サービス貿易委員会及びサービス貿易理事会において、金融サービス分野についての特定の約束に係る約束表及び最恵国待遇義務の免除に係る免除表が附属する本議定書が採択され、その後、確認期間を経て、十月六日に作成されました。

本議定書は、金融サービスの貿易について、世界貿易機関の関係加盟国が基本的に最恵国待遇の義務を負いつつ、市場アクセス、内国民待遇等に係る特定の約束を行うことにより多角的自由化を進展させることを目的とするものであり、本議定書に附属する約束表及び免除表を従来の約束表及び免除表にかわるものとして発効させるための手続を定めたものであります。

最後に、人種差別撤廃条約について申し上げます。本条約は、昭和四十年十二月二十一日の第二十回国連総会において採択されたものであり、人権及び基本的自由の平等な享有を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃することを目的とするものであります。

本条約は、人種差別を撤廃するための政策を遅滞なくとること、人種差別の思想の流布及び扇動が処罰すべき犯罪であることを宣言すること、本条約の目的及び原則普及のため迅速かつ効果的な措置をとることを約束すること等、締約国の果たすべき義務について規定しております。

なお、我が国は、本条約の締結に当たり、人種的優越または憎悪に基づくあらゆる思想の流布等の処罰に関する規定に関し、留保を付することとしております。

以上三件は、去る十一月二日外務委員会に付託され、同月六日野坂外務大臣臨時代理から提案理由の説明を聴取し、本二十一日質疑を行い、質疑を終了し、サービス貿易一般協定第二議定書は、討論の後、採決を行いました結果、多数をもって承認すべきものと議決し、他の二件は、採決を行いました結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件の二件を一括して採決いたします。両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○山本有二君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

文教委員長提出、接収刀剣類の処理に関する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

接収刀剣類の処理に関する法律案(文教委員長提出)

○議長(土井たか子君) 接収刀剣類の処理に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。文教委員長柳沢伯夫さん。

接収刀剣類の処理に関する法律案

(本号末尾に掲載)

〔柳沢伯夫君登壇〕

○柳沢伯夫君 ただいま議題となりました接収刀剣類の処理に関する法律案について、趣旨弁明を申し上げます。

本案は、連合国占領軍に接収され、この法律施

行の際現に東京国立博物館に保管されているいわゆる接収刀剣類の処理につき必要な事項を定めようとするものであります。

本案につきましては、本院の山中貞則議員が問題の所在に気づかれ、その処理方につき熱心に取り組まれたものであり、本日文教委員会においてこれを成案とし、全会一致をもって文教委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

その主な内容は、
第一に、文化庁長官は、接収刀剣類ごとに、その種類、形状その他文部省令で定める事項を官報で公示しなければならないこととする。

第二に、接収刀剣類を連合国占領軍に接収された者は、官報公示の日から起算して一年以内に、文化庁長官に対し、文部省令で定めるところにより、接収刀剣類であることを証する事項を記載した書面及び接収の事実を明らかにした書面を提出して返還の請求をすることができるとすること。

第三に、文化庁長官は、返還の請求があったときは、返還請求者とその返還を請求することができ者であるかどうかを審査し、その請求をすることができ者であると認めるときは、その旨を遅滞なく書面により返還請求者に通知するとともに、請求に係る接収刀剣類を返還請求者に返還しなければならないこととする。

第四に、返還することができない接収刀剣類は国に帰属することとし、その保管及び処分は、刀剣類に関し広くかつ高い識見を有する者の協力を求める等により、適切に行われるものとする。

第五に、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。その他、所要の規定を設けることとする。

以上であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

國務大臣の發言(APEC大阪会議等出席報告及びAPEC大阪会合を中心とする外交案件に関する報告)

○議長(土井たか子君) 通商産業大臣から、APEC大阪会議等出席報告のため、及び外務大臣から、APEC大阪会合を中心とする外交案件に関する報告のため、發言を求められております。順次これを許します。通商産業大臣橋本龍太郎さん。

(國務大臣橋本龍太郎君登壇)

○國務大臣(橋本龍太郎君) 先週大阪にて開催されたAPEC閣僚會議、APEC非公式經濟首腦會議について御報告いたします。

まず、十一月十六日から十七日まで開催されたAPEC閣僚會議におきましては、私は河野外務大臣とともに共同議長を務めるとともに、多くの經濟閣僚を中心に会談等を持ち、APECを中心

に意見交換を行いました。

本年のAPEC大阪閣僚會議の最大の課題は、昨年のボゴール宣言を受けて、これを実行に移すための「行動指針案」を策定し、首腦に提出することでした。今年の一月からこの作業を開始したわけですが、その策定、調整の過程は必ずしも容易なものではありませんでした。特に、包括性の原則、同等性の原則及び無差別原則の三つの点については、閣僚會議に至るまで調整がつかず、閣僚レベルの調整にゆだねられたわけですが、我が國も議長として調整に努めた結果、最終的には合意を形成することができました。

今回、日本が議長として、「行動指針」の取りまとめに成功したことには極めて大きな意義があります。

第一に、アジア・太平洋地域の信頼を勝ち得ることができたということです。

今回の取りまとめの過程において、多くの問題について、米國、中國といった大国やASEAN、さらにその他の國々の間でさまざまな意見の相違が存在しました。その中において、日本がいずれの問題についても、特定の側に偏ることなく、中立公正な形で調整を行ったことは、多くのメンバーに評価されております。これは、この地域における将来の日本の經濟外交にとって、はかり知れない財産となるであらうでしょう。

第二に、交渉あるいは拘束的、強制的な手法によるのではなく、自主性を基本としつつ、それを協調させていくというアジア的な自由化、円滑化の推進を協調的自主的自由化という形で正式に位置づけたことであります。

従来の交渉を中心とした自由化の推進は、一方

で緊張を高める場合もあります。特にAPECのように多様なメンバーが集まっている場合には、交渉に基づく自由化は必ずしも最大の成果をもたらすとは限りません。その意味で、自主性を基本とした自由化の重要性が、とかく二國間の交渉を重視しがちであった米國等の先進國にも認められたいことは、極めて意義深いことと考えております。

また、今回の「行動指針」の中には、APECメンバーが平等なパートナーとして進めていくべき經濟・技術協力の指針と具体的な協力行動の内容が十三の分野において定められております。自由化や円滑化は經濟活力の増進に大きな意義を持ちますが、他方、自由化、円滑化の順調な推進を可能にし、成長の制約を取り除いていくためには、エネルギーや技術など多くの分野において存在する制約を打破していく必要があります。今回まとめられた經濟・技術協力に関する行動指針は、こうした制約の打開に大きな力を与えてくれるものと言えるであらうでしょう。

十九日に開催された非公式首腦會議において、閣僚會議から提案された「行動指針」が承認されるとともに、これを踏まえて、二十一世紀に向けての成長制約要因である人口、食糧、エネルギー、環境といった問題に対する強い決意を持つて取り組んでいくことが表明されました。さらに、各首腦が自由化、円滑化への決意を示すものとして、各首腦が「当初の措置を大阪に持ち寄りました。これは、すべてのメンバーのAPECという地域社会に対する強いコミットメントの表明と言えましょう。

我が國は、戦後多くの課題を乗り越えながら奇跡ともいえるべき經濟成長を遂げ、今や世界の最先進國の一つであります。これは、我が國が、APEC地域の多くのメンバーが今後直面するであろう多くの困難を既に経験してきたということでもあります。その意味で、我々には分かち合うべき経験、知識、情報などが豊富にあります。これを有効に活用し、地域内における連携を強化していくことは、地域の発展につながるばかりではなく、日本自身にとっても大きな意義のあることでもあります。

今回のAPECは、東京以外の都市で開催された最初の大規模な首腦、閣僚級の國際會議でした。そしてこれは、閣僚議員の皆様、地元各位を初めとして、多くの方々の献身的な協力があればこそ可能でありました。このAPEC大阪會議が成功し、他のメンバーから高い評価が得られたということは、地元の皆様への賛辞でもあります。これは、地方の時代の幕をあける一つの大行事であったとも言えるであらうでしょう。

改めて感謝申し上げ、私の報告といたします。(拍手)

○議長(土井たか子君) 外務大臣河野洋平さん。

(國務大臣河野洋平君登壇)

○國務大臣(河野洋平君) APEC大阪会合を中心とする外交案件について御報告申し上げます。

APEC非公式首腦會議におきましては、「アジア太平洋地域の豊かな未来の実現のための行動」という大きな課題のもとで、長期的観点から率直かつ幅広い議論が行われ、閣僚會議より提案

平成七年十一月二十一日 衆議院會議録第十六号

河野外務大臣のAPEC大阪会合を中心とする外交案件に関する報告
合を中心とする外交案件に関する報告に對する小池百合子君の質疑

APEC大阪會議等出席報告及びAPEC大阪会

四

された「行動指針」を採択するとともに、APEC
経済首脳行動宣言を提出いたしました。

首脳宣言では、今次大阪会合をもってAPEC
が構想の段階を脱し行動の段階に入ったことを明
らかにするとともに、「行動指針」の主要な考え
方を説明しております。また、今後APECが長期
的に取り組むべき人口、食糧、環境、エネルギー
等の課題を示すなど、APECの今後の進路を示
す有意義なものであります。

また、首脳会談の際には、自由化に真剣に取り
組む決意を内外に示すため、各首脳より具体的
な「当初の措置」が提示され、我が国も実質的で広範
な「当初の措置」を提示いたしました。

今回の会合を通じて、今後のアジア・太平洋地域
の経済発展に向けた各国の強い意欲とともに、我
が国の役割に対する大きな期待を改めて感じた
ところであります。我が国は、今後とも確固たる決
意を持って「行動指針」を実施し、APECのさら
なる進展に貢献するとともに、この地域の諸国・
地域間の相互信頼関係を強化し、この地域の一層
の平和と繁栄を構築していくべく力を尽くす考
えであります。

また、今回のAPEC大阪会合の成功は、議員
各位はもとより、開催地関西を初め多くの方々の
多大な御尽力と御協力のたまものであり、深く感
謝の意を表するところであります。

また、APEC大阪会合の機会には、中国、韓
国、マレーシア、インドネシア、豪州、タイ、
フィリピンとの首脳会談を初め、さまざまな二国
間会談を行い、実りある意見交換が行われました
が、特にアメリカ、韓国との関係について申し上
げます。

日米関係については、クリントン大統領の訪日
が米国の国内事情により直前に延期となったこと
は極めて残念であります。その点につきましては
は、クリントン大統領、そして大統領にかわり訪
日されたゴア副大統領より、村山総理そして日本
国民に對しおわびの気持ちが表示されたところであ
ります。

日米双方にとって日米関係が最も重要な二国間
関係であることについて、両国政府の認識は完全
に一致しており、十九日の村山総理とゴア副大統
領との会談においても、できるだけ早い時期に国
實としてクリントン大統領の訪日を実現するべ
く、引き続き米側と具体的に日程を調整してい
くとの確認がなされました。

また、村山総理とゴア副大統領との会談におき
ましては、日米安保体制がアジア・太平洋の平和
と繁栄にとって引き続き重要な役割を果たしてい
くことが改めて確認されました。

今後とも国民の広範な支持を得て日米安保体制
を円滑に運営していくためにも、沖縄問題につ
いて日米が協力して真剣に取り組んでいくことが重
要であります。そのため、ゴア副大統領との会談
において村山総理より、重い負担を負っている沖
縄県民の心情につきる説明をし、施設、区域の
整理統合及び縮小のため協力していく必要性を強
調いたしました。同会談では、沖縄における施設
及び区域に関する特別行動委員会を正式に設置
し、二十日に第一回会合を開催することに合意し
ましたが、昨日、同会合を開催いたしましたところ
であります。

韓国との関係につきましては、最近、歴史認識

の問題等をめぐり困難な問題が生じ、事態を憂慮
しております。APECの際に行われた日韓
首脳会談及び日韓外相会談において、歴史認識の
問題、対北朝鮮政策等に関する率直な意見交換が
行われました。その結果、過去を直視した上で未
来志向の日韓関係を築いていくことの重要性、対
北朝鮮政策についての日韓間の緊密な連携の必要
性につき両国間で認識の一致を見、今後、日韓関
係を前向きに進展させる端緒が得られたと考えて
おります。

また、この機会に、我が国が提出してありまし
た核実験の停止を求める決議案が、十七日、国連
総会第一委員会において多数の国の賛成を得て採
択されたことを御報告申し上げます。

決議の採択は、核実験停止を求める国際社会の
真剣な意思を明らかにするものであり、全面核実
験禁止条約交渉の推進のためによい環境をつくる
ものと考えます。我が国としては、この結果を踏
まえ、核実験の停止を強く求めていくとともに、
全面核実験禁止条約の早期妥結のため、できるだ
けの努力を行っていく所存であります。

また、我が国が提出いたしました究極的核廃絶
に向けた核軍縮に関する決議案についても、多数
の国の賛同を得て採択されたことをあわせて御報
告申し上げます。

政府としては、以上申し述べました点を含め、
引き続き外交の諸課題に全力で取り組んでまい
る所存であり、議員各位の御理解を得たく、ここに
御報告申し上げた次第でございます。(拍手)

國務大臣の発言(APEC大阪會議等出席報
告及びAPEC大阪会合を中心とする外交
案件に関する報告)に對する質疑
○議長(土井たか子君) ただいまの発言に對して
質疑の通告があります。順次これを許します。小
池百合子さん。

(小池百合子君登壇)

○小池百合子君 私は、新進党を代表し、先日大
阪で開催されましたAPEC大阪會議に關しまし
て、総理並びに通産、外務大臣に質問させていた
だきます。

まず、ただいまAPECに關する御報告を通
産、外務各大臣からちょうだいしたわけでござい
ますが、APECの議長を務められ、首脳會議に
出席されたはずの村山総理大臣からの御報告がな
いことに、強い不満を感じるところでございま
す。国会での総理報告は不要と考えられるとい
うことは、つまり国会軽視と指摘せざるを得ないわ
けであります。

さて、今から五十二年前の同じ月、十一月、東
京において大東亞會議が開かれました。アジア各
国の首脳が日本の地に集うのはそのとき以来、五
十二年ぶりのことでもあります。戦後五十一年の節
目に、アメリカやオセアニア等の国々も加え
て、戦場ではなく、自由な市場のあり方について
の會議が持たれたことに深い感銘を覚えます。

現在、APEC加盟国の人口は世界の四〇%、
GDPの総計では五〇%に達し、中でも東アジア
地域は世界の成長センターと目されるように目覚
ましい発展を続けております。それだけに、AP
ECの動向は世界経済全体に影響を与えるものと
して世界が注目していたわけでございますが、今

回採択された行動宣言を初め、アジア的なあいまいさが目立ち、わかりにくいものとなっております。APECのAはアンビギュアス、あいまいのAではないかとささやかれているほどでございます。

そこで、総理及び関係大臣にお尋ねいたします。

まず、我が国にとって、国民にとって、APECとはどのような利点をもたらすのか、明らかにしていただきたいというのが一点。外務大臣、お答えください。

二点目には、そもそもAPECをどう性格づけられるのでしょうか。機構としての存在か、またはクラブ、フォーラムとしての存在なのか。特に、貿易と投資の自由化を進めるためAPECの機構化を進めてきたクリントン・アメリカ大統領という牽引車を欠いた今回の会議において、APECの性格と流れは変わったと言わざるを得ません。APECの流れを変えることは、議長国として当初から予定しておられたのか、それとも結果的にそうなったのかについて明らかにしていただきたいと思えます。

三点目には、六十七年に結成されましたASEANを初め、NAFTA、EU、そしてAFTA(ASEAN自由貿易地域)、さらにはASEANプラスEU、ASEANプラスNAFTAなどの冷戦後世界各地で台頭する地域経済機構とその組み合わせの中で、我が国が唯一加盟するAPECがどのように関連し、また今後どのような調整をしていくのか、世界の貿易のブロック化を日本はどう防ぐのか、総理に伺いたいと思えます。また、マレーシアのマハティール首相が提唱す

るEACですが、今回、形を変えて存在したと言わざるを得ません。APEC開催中、ASEAN諸国と日本、中国、韓国、それにあえてオーストラリアを加えて開かれました非公式閣僚会議がそれであり、外務省はこの会議をほとんど無視し、通産省はこの機会に積極的に臨んだと伝えられておりますが、これでは二外交ととられても仕方がございません。EACに対して我が国はどのような対応をとるつもりなのか、総理、そして外務、通産各大臣に伺わせていただきます。

さらに、行動宣言でうたわれておりますWTOとの整合性についてですが、具体的な市場開放の推進に当たってWTOとの調整をどのように考えておられるのでしょうか。外務大臣に伺います。

ほかにもあいまいな点をこの際クリアにしたいと思えます。

「行動指針」にあります「強制されない自主的な自由化」という意味をもっとわかりやすく御説明していただきたい。

ちなみに、総理は記者会見で、「各メンバーの自主的行動と共同行動を組み合わせるというアジア・太平洋方式を提示するもの」と答えておられます。自主的行動と共同行動を組み合わせることはどこがアジア・太平洋方式なのか、明らかではありません。自由化という言葉は、結局、各国が自分に都合のよいように自由にするという意味の自由化なのであるでしょうか。

また、「強制されない」という部分について通産大臣に伺います。

ボゴール宣言にうたわれました「先進工業経済は遅くとも二〇一〇年までに、開発途上経済は二

〇二〇年までに自由で開かれた貿易及び投資という目標を達成する」というのは、結局、自主的な努力目標にすぎないということなのであるでしょうか。それで達成が可能なものでありましょうか。議長国としての責任も問われますので、ここは明快にお答えください。特に、市場開放に後ろ向きになりがちな我が国の目標達成が気になるところでございます。

また、ちなみに、先進工業国と開発途上国の目安はどこに置くのでしょうか。国民一人当たりのGDPでございますか。

さて、議長としての大任を果たされました村山総理、御苦労さまでございました。聞き役に徹され、議事進行に努められたと伺っておりますが、議長としては当然のことであり、たとえ開催地が日本でなくとも、また議長が他の国の首脳であっても、必要な要件かと思えます。

ただ、それだけでは必要十分条件とは言えません。今回の大阪会議では、議長として以外の立場、つまり我が国の総理大臣としてAPECのビジョンづくりにいかなるリーダーシップを振るわれたのか。行動計画の作成という実務的作業段階であったとはいえ、総理のリーダーシップやメッセージが伝わったかという点と否定せざるを得ません。

唯一挙げるならば、前進のためのパートナー、PFPに対して百億円を拠出するということがでしょうか。しかし、それは旧態依然とした小切手外交の域を抜け出ておりません。会議の根回しには口を出さずに官僚に任せ、お金だけは出すという姿勢では、会場提供者にすぎなくなってしまう。いや、そうではないとおっしゃるのなら

ば、総理はどのようなリーダーシップを振るい、どのようなメッセージを発信されたのか、ここで改めて伺いたいと思えます。

これまでAPECでリーダーシップを発揮してきたアメリカのクリントン大統領の訪日中止ですが、米政府の機能停止という事態への対処が最大の理由であります。しかしながら、アメリカのAPEC担当大使でありますサンドラ・クリストフ女史は、大統領の訪日中止決定前からこう語っています。「今回のAPECは、日本が議長国としてリーダーシップを発揮せず、APEC全体の自由化推進を妨害する見通しが強いから、大統領が出席してもプラスとなることは少ない」。訪日中止の背景にはそんな思いがあったからと考えざるを得ません。

大統領の訪日中止の意味は、日本にとって、APECへの不参加もさることながら、国費としての日本公式訪問取りやめという側面の方が大きいと受けとめる必要があると思えます。それには幾つかの背景があります。

第一は、沖縄の米軍基地問題です。

沖縄の少女暴行事件は、同じ女性としても許しがたい事件であります。アメリカ兵の暴行は決して許されるものではなく、ましてや、先日即刻辞任したマッキー太平洋軍司令官の発言は火に油を注ぐような愚劣なものであります。また、アメリカは、ボトムアップ・レビューなどの国防総省の公文書において「ジャパン・アンド・オキナワ」といった表現をいまだに平気で使っていることにも本質的な問題がございます。

しかし、日本政府の対応のまずさをここで見過ごすわけにはまいりません。沖縄の土地を米軍に

基地として提供しているのは、ほかでもない日本政府であります。であればこそ、少女暴行事件の発生直後、まず最初に沖繩の人に謝罪すべきだったのは日本政府だったのではないのでしょうか。それなのに、今回の事件発生直後の日本政府の対応は後手に回るばかりでありました。事は、日米関係のみならず、沖繩問題、国内問題なのです。代理署名についてようやく決心されたようでございますが、防衛庁の高官が進言したとおりの結論にたどり着いた今、問題を複雑化させた責任をどうお考えなのか、総理、お答えください。

第二の理由は、大和銀行事件であります。

大蔵省がこの犯罪にかかわったとする見方がアメリカでは大半を占めているところに、国際金融局長が文化の違いという日本の特殊性を声高に訴えるなど、開き直りの姿勢さえ見られます。この問題についてのその後の日本政府の対応は、アメリカの司法当局の結論を待つということと、全く人任せ、問題の重要性を軽視しておられるのではありませんか。

総理、こうした問題先送り、明確な対応を避ける村山政権が得意とするこれらの姿勢が、結果としてアメリカ大統領の訪日をおくったにしろはありませんか。APECのかねめであるべき日米関係を一層強力にするためにも、今後、沖繩の米軍基地問題の解決に向けてどのような対応をなさるのか。そしてまた、大和銀行問題に対しては大蔵省関係者を含んでどのようになさるのか。総理、はっきりとお答え願います。

また、江藤前総務庁長官の発言をめぐる政府の混乱について伺いたいと思います。

記者会見の席上、「事態を静観する。様子を見る」と述べられている点でございます。相手の出方を見てからということとは、韓国側が日韓首脳会議の中止といった強硬な反応を見せなかったならばそのまま看過したということでございますでしょうか。つまり、自分では何も決めない、できればそのうち事態がおさまってくればいいといった案観論、ひとりよがりではありませんか。総理、閣僚の罷免・任命権者は一体だれなのか、お答えください。

最近、株式市場は村山総理辞任説が流れたことで三日間にわたって株価が連騰いたしました。株式市場は本音の世界でございます。最大の景気対策は総理がおやめになることを市場が催促しているのではありませんか。(拍手)

総理の任命権者は、直接、間接的に国民であります。ちなみに、さきの佐賀県での参議院補欠選挙におきましては、全国で数少ない自民党の牙城であっただけに我が党は苦戦を耐えましたが、社会党候補については、公選法九十三条が定めるところの供託金没収という事態に陥るほどの低い得票に終わっております。佐賀県民の貴重な一票が生かされないのに、なぜ社会党委員長であるあなたが延々と総理を続けておられるのか、理解に苦しみます。世界の七不思議でもありませんか。

「日本は東洋と西洋のかけ橋の立場にある」と述べましたのは重光葵外相です。一九五六年十二月、国連総会において我が国の国連加盟受諾演説の結びの言葉でありました。国連創立五十周年のことし、APECという新しい機構の議長国である我が国が、東洋でもなく西洋でもなく、かけ橋どころかどこからも信頼されず漂流する日本。我が国を一体どこまで漂わせるつもりでしようか。このままでは、ボゴール宣言で定めた目標達成期限について、我が国は二〇二〇年を目標とする国に転落するのではないかとさえ思うのであります。

現在でも空洞化している我が国の政治の現状にあって、みずからの進退、そして国民に信を問うお考えが総理にありかどうか伺いまして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣村山富市君登壇)

○内閣総理大臣(村山富市君) 小池議員の御質問に答弁をする前に一言こあいさつを申し上げます。十九日、四日間の日程で無事に全日程を消化することができ、成功裏に終わることができました。皆さんの御理解と御指導に対して心からお礼を申し上げます。(拍手)

なおまた、大阪府、大阪市、関係市町の知事さんや首長さん、職員の皆さんからは、先ほどお話がございましたが、献身的な御協力を賜りました。ここで厚くお礼を申し上げます。(拍手)

同時にまた、関係民間団体の皆さんからも御支援をいただき、特に警備に当たられました大阪府警、全国から動員されました皆さん方に、万全の警備態勢で一つの事故もなく無事に終わることができました。改めて心からお礼を申し上げます。(拍手)

なお、APECに加盟されております首脳を初め閣僚、関係者の皆さんからは、二国間会談等を通じて高く評価をされてきたところでありますが、ボゴール宣言が発せられてからこの

の一年間、先ほどもお話がございましたが、多様な段階にある国々の多様な困難な問題を抱えている状況の中でよくまとめたいただいたということに対する高い評価もいただきました。私は、この仕事に携わってこられた関係省庁の皆さん方にも、この席をかりてお礼を申し上げておきたいと思っております。(拍手)

さて、質問にお答えを申し上げますが、第一の質問は、今回のAPEC大阪合会においてAPECの性格が変わったのではないかと、政府としてはこれを当初から予定していたのかどうかとの質問であります。APECがビジョンから行動の段階に入ったということは言えますが、これによってAPECの性格が変わったとは認識をいたしておりません。

次に、地域主義の問題に関連して御質問がございましたが、そもそも我が国は貿易立国として多角的自由貿易体制の維持強化を推進していく立場でありまして、御指摘のような地域統合の動きが閉鎖的な経済ブロックとなるようなことがあってはならないとの立場でございます。我が国は、APECをアジア・太平洋の経済的な発展を進めていく上で中核となる協議の場であると認識をしております。今後、開かれた地域協力としてのAPECの一層の発展に努力をしてまいりたいと考えております。(拍手)

次に、我が国のEAEACに対する立場についての御質問でございますが、まず、さきの日曜日の経済閣僚の非公式昼食会については、タイが呼びかけたものでございまして、今回APECに参加したASEAN、中国、韓国、我が国の経済閣僚がアジア・欧州合会について意見交換を行ったも

のと承知しておりまして、E A E Cと全くかわりはないことを申し上げておきたいと思ひます。E A E C構想につきましては、アジア・太平洋地域の関係国の理解を得ていくことが必要であると考へております。我が国としては、関係国の考へ方をも踏まえつつ、今後とも検討してまいりたいと考へておるところでございます。

次に、「強制されない自主的な自由化」とは、国情や経済発展段階の異なる多様性を抱えたこの地域のメンバーが、できるだけ柔軟かつ現実的な形で自由化を進めることにすると趣旨でございます。アジア・太平洋方式と申しますのは、アジア・太平洋という多様な地域でA P E Cの自由化を進めるための実効的な方法として、各メンバーの自主的行動と共同行動を組み合わせるという方法を指しております。このような方法によってメンバー間の相互信頼を醸成し、協調して自由化を進めていくことについてA P E Cとしての合意を得たところでございますので、御理解を賜りたいと思ひます。

次に、私が総理としてどのようなメッセージを發出したのか、小切手外交ではないか、単なる会場提供者ではなかったかといった御意見でありましたが、A P E Cが行動の段階に入り、各論についての検討が始まる中での調整は容易ではありません。その中で、我が国としては、各メンバーの意見をよく聞き、議論を尽くした上でコンセンサスを取りまとめるという日本的なやり方でリーダーシップを発揮し、各メンバーより高く評価されたところでございます。(拍手)

この間、私からは、高い経済成長率と人口増加が食糧、エネルギーへの需要を増大させ、環境への負担を高めていくという懸念に立つて、A P E Cメンバーとしても、長期的課題として議論をし、適切に対処することを提案し、各メンバーの受け入れるところでございました。

また、A P E C中央基金に対する百億円の拠出は、A P E Cにおける貿易・投資の自由化、円滑化推進に關連する事業を支援するために我が国として貢献を図るべくイニシアチブを発揮したものでありまして、他のメンバーにおいても、同様の観点から積極的協力がなされることを期待しているところでございます。これが小切手外交であるとの指摘は全く当たらないと考へております。

(拍手)
沖縄少女暴行事件に關連をして御質問がございましたが、本件は、いたいけな少女に対する凶悪な忌まわしい事件でありまして、発生直後から遺憾の意を表明してきたところでございます。また、沖縄県知事との会談におきましても、被害者及び沖縄県民の皆様に対する私の心情を直接お伝えしたところでございます。

また、本件を契機とした刑事裁判手続の改善並びに米軍施設及び区域に係る諸問題を協議するための政府と沖縄県との沖縄米軍基地問題協議会の設置や、米軍基地の整理統合・縮小の問題等について協議をするための日米間の沖縄における施設及び区域に關する特別行動委員会を設置するなど、政府として真剣な対応をしているところであります。私は何よりも沖縄県民の理解を得ることが必要であると考へておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、問題先送りの日本政府の姿勢が米大統領の訪日中止を招いたのではないかとのお尋ねであります。大統領訪日中止はあくまでも米国内情勢のもたらしたものでございまして、中止については同大統領より深甚なるおわびの言葉が直接伝えられたところでございますので、御理解をいただきます。

次に、在日米軍基地の問題につきましては、日米安保体制を円滑に運用していくためにも、国民の広範な支持と理解を得る必要がございます。特に、沖縄県民の方々より強い御要望のある沖縄の施設、区域の整理統合・縮小の問題につきましては、日米両国が協力して真剣に取り組んでいく必要があると考へております。沖縄県民の心情やそれに基づく強い要望につきましては、去る十九日の私とゴア副大統領との会談においても、私よりる説明をし、先方も十分理解を示したところであります。

また、日米安保条約の目的達成との調和を図りつつ、施設、区域のあり方につき真剣な検討を行うための特別行動委員会を設置することで正式に合意をし、同委員会の第一回会合が二十日に開催されたことは御案内のとおりであります。政府といたしましては、右委員会でも十分な成果が上がり、沖縄における施設、区域の整理統合・縮小等の諸問題に進展が得られるよう、これからも全力を挙げて取り組んでまいりたいと考へておるところでございます。

次に、大和銀行事件に關する行政批判についてのお尋ねであります。まず、今回の大和銀行に對する米国の処分は、あくまでも大和銀行自体の行為に對して決定されたものであることを御理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、政府としては、今

回、邦銀の海外拠点に對する監督のあり方等についてのさまざまな議論があったことを謙虚に受けとめ、今回の事件を貴重な教訓として、相手国の銀行監督に關する対応の仕方にも十分配慮するとともに、国際化の進展に伴う監督手法の共通化等の観点から、これまでの行政手法について再検討を行っていく必要があると考へておるところでございます。

次に、閣僚の任免権についてのお尋ねであります。御承知のとおり、江藤総務庁長官はあくまでも自発的に辞意を表明され、これを受けて私が辞表を受理したものでございます。閣僚の任免権が内閣総理大臣たる私にあることは申し上げるまでもございません。

次に、最後の質問であります。国民に信を問う考へがあるかとお尋ねであります。戦後五十年の節目を迎えるとともに二十一世紀を間近にした今日、戦後の我が国を支えてきた経済社会システムの思い切った見直しや改革のためにこの内閣が取り組むべき課題は山積をいたしております。私は、景気回復推進内閣、改革推進政権として、国民の皆様の声に謙虚に耳を傾けながら、改革と責任ある政治に引き続き邁進をしてまいりたいと考へております。(拍手)

なお、ここ数日の株価の上昇は、ニューヨーク株式市場の史上最高値更新等を受けたものであります。御指摘は当たらないと思ひます。

また、さきのA P E C大阪会合では、国情の大きく異なる多様な国の中で、我が国にふさわしいリーダーシップを発揮しながら、A P E Cをビジョンの段階から行動の段階に移行させることができたものと思ひます。今後とも、確固たる

決意を持って我が国に課せられた国際的な責任を果たしていく所存でございます。

このように、内外ともに政治の空白が許されない現状においては、解散・総選挙は全く考えておりません。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私に対してまず第一にありました御質問は、十九日に行われました非公式閣僚会議についての御質問でありました。

この閣僚会議は、明年三月に開催が予定されておりましてアジア・欧州会合の準備のために、この会合の議長国であるタイのアムヌアイ副首相の呼びかけによりまして、アジア側の出席メンバーでありますASEAN、日本、中国、韓国の経済閣僚が集まり、この会議で取り上げられるべき経済問題などについて議論したものであります。

アジア・欧州会合は、従来必ずしも強いつながりを持っていたとは言えないアジアと欧州との間の連携を強化する意味でも非常に意義のある会議でありまして、E A E Cとは無関係のものであります。そして、当日の会合におきましても、E A E Cについては一切話題が出ておりませんし、マレーシアの出席閣僚もこの問題については全くお触れにはなっておりません。E A E Cにつきましても、総理が御答弁されたのとおりのものであります。

次に、ボゴール宣言にあります二〇一〇年あるいは二〇年というこの目標というものは自主的な努力目標なのか、あるいは先進工業国経済と途上国経済をどう区別するのかといった御質問をいた

できました。

二〇一〇年あるいは二〇二〇年の自由化の達成期限と申しますものは、昨年のボゴールにおける非公式首脳会合におきまして合意されたものでありまして、これは確かに法的拘束力はありません。しかし、各メンバー首脳の共同意思である極めて強い政治的なコミットメントであります。

A P E Cでの協定の自由化の考え方は、アジア・太平洋地域に既に存在しております自由化の動きに基礎を置きながら、さらにその動きをそれぞれのメンバーの協力的な努力によって確固たるものとするものでありまして、地域の実情に最も適した効果的な自由化の進め方であると私は考えております。ボゴール宣言における合意内容というものは再確認をされました上で、大阪会合におきまして、自主性を基本に置きながら協調して進んでいくことに合意をいたしました。そして、その協調の実を上げるためにレビューのメカニズムも採用しているわけであります。

また、先進工業経済と開発途上経済との区別の目安についての御尋ねでありましたが、この点につきましても、さまざまな要素を勘案していくことになろう、そして今後の自由化のプロセスの中で明らかになってくるものと思います。例えば、OECD加盟国であるかどうかといったことも一つの目安になろうかと考えております。(拍手)

〔国務大臣河野洋平君登壇〕

○国務大臣(河野洋平君) 我が国が密接な関係を持ちますアジア・太平洋地域の諸国・地域間の相互信頼関係を強化して、この地域のさらなる経済発展を進めていくことは、我が国にとりましても国民にとりましても、十分利益があることだと思

います。こうした観点から、我が国は、これまでA P E Cをアジア・太平洋の経済的な発展を進めていく上で中核となるフォーラムと認識し、特に本年は議長国として積極的な取り組みを行ってきたいところでございます。

A P E Cは発展段階等の面で多様なメンバーを擁し、そこでの決定には法的拘束力があるわけではありませんが、他方、各メンバーの自主的なコミットメントを基礎としており、こうした意味で重みのあるものであります。なお、今回の大阪会合では、こうしたA P E Cの性格を踏まえて、自由化の進め方についても実際的な効果的な方法を採用することに合意したことは御承知のとおりでございます。

ASEAN提案のE A E Cにつきましても、A P E Cの枠内の協議体であり、太平洋に線を引くようなものではないとの御説明をASEAN側から受けております。ASEAN側においても、関係国の理解と協力を得る努力を行っていることと承知をいたしておりますが、我が国としては、E A E Cについては、A P E Cを中心としたアジア・太平洋協力が一層進展していることにかんがみまして、A P E C域内の主要国の理解を得る必要性があるという認識でございます。我が国としては、本件構想につき目下検討中でございます。

我が国は、多角的自由貿易体制の維持強化に強くコミットしておりまして、A P E CがW T O協定と整合的な開かれた地域協力の枠組みとして発展していくことを強く支持しております。かかる観点より、W T O整合性の原則を重視しております。

また、A P E CがW T O体制の強化のために共

同イニシアチブをとることが極めて重要と考えており、シンガポール閣僚会議に向けてA P E Cとしてのイニシアチブをとっていく旨、首脳宣言にもうたわれておるとおりでございます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 梁瀬進さん。

〔梁瀬進君登壇〕

○梁瀬進君 私は、自由民主党・自由連合、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけを代表いたしまして、ただいまのA P E Cに関する報告に関連して質問を行うものであります。

質問に先立ちまして、まずは、A P E C大阪会議の議長役としての重責を果たされました総理並びに関係閣僚の皆様方の御尽力に心から敬意を表させていただきます。(拍手)

近年、アジア地域は一貫して高い経済成長を遂げており、世界経済における比重と影響力を急速に増大させつつあります。二十一世紀に向け、アジア・太平洋地域の持続的経済発展を図り、この地域における成長を阻害するさまざまな制約要因を克服していくことは、世界経済にとっても、また我が国経済の活力を維持していくためにも、重要な課題であります。

シアトルにおけるA P E C会議は、アジア・太平洋共同体構想を高らかにうたい上げ、この地域の相互依存関係の深化、適切な分業関係の構築という基本精神を打ち出しました。

今回の大阪会議においては、これを受けたボゴール宣言をさらに具体化する「行動指針」を採択し、投資・貿易の自由化に向けた長期的な枠組みを設定した上で、理念から実行の段階へと大きく一歩を踏み出したものであり、その歴史的成果を

高く評価するものであります。
さて、このたび採択された「行動指針」について
お伺いをさせていただきます。

APECのメンバー相互の間には、人口では十二億人を擁する中国から二十六万人のブルネイ王国まで、あるいは一人当たりGDPで見ても日本と中国との間では七十倍以上の開きがある等、大衆政治的、経済的、社会的に多様性に富んでおります。それゆえ、国内の産業構造や経済情勢が異なる中、具体的に自由化、円滑化を進めていくということは、ある意味では大変難しい作業であると思われま。

このような多様性に富むAPEC参加各国の合意形成について、今回確立されたユニークなアジア・太平洋方式とでもいうべき新しい合意形成のスタイルは、画期的でありかつ積極的に評価すべきものと考えております。

先ほど小池議員は、APECのAはアンビギュアス、あいまいだと評されましたが、私にとって別な言葉が思い浮かんでまいります。まさにAPECのAはアンビシャス、意欲的、野心的な取り組みであるということが私にとってはすぐ連想されてくるわけでありま。

ただ、他方において、「行動指針」の性格についてはさまざまとらえ方がなされているようでありま。そこで、この「行動指針」が各国をどのように拘束するのか、また、発展途上国と先進国の格差を拡大することなくアジア・太平洋地域全体の持続的経済発展を図るため、APEC参加各国がどのように自由化、円滑化を進めていくべきか、総理にお尋ねいたします。

また、マニラ会議に向けた行動計画の策定にお

いて我が国がいかにリーダーシップを発揮していくべきか、特に我が国が包括的自由化の模範となるべく率先垂範し、一層の規制緩和などの市場開放策を進めるべきものと考えますが、その具体的な方策について総理にお伺いいたします。

さらに、我が国に期待されるのは多様な経済・技術協力であると考えま。先ほど通産大臣のお話にもあったとおり、我が国には、明治以来の急激な近代化や敗戦の荒廃から奇跡の経済復興をなし遂げた等の、激変する歴史の環境を乗り越ってきたハード、ソフト両面における広範なノウハウが蓄積されています。かつてマレーシアのマハティールさんをしてルックイーストと言わしめた我が国のノウハウを、プラスのものもマイナスのものも含めて積極的にAPEC参加各国に提供していくことで、大いにリーダーシップを発揮していくべきであると考えますが、いかがでありましようか。

特に、伸び続けるエネルギー需要と環境問題の深刻化に対しては、各国の協調行動が欠かせません。エネルギー・環境問題についてどのように貢献していくか、具体的な計画を通商産業大臣にお伺いいたしたく存じま。

次に、包括性の原則について、「柔軟に対応」という言葉が取り入れられたところでありまが、この点につき特に農業問題についてお伺いをいたします。

アジアの人口は急増しつつあり、それに対して食糧生産は減少の傾向にあります。特に、中国における生産の停滞と都市部に盲流と言われる人口の集中により、将来数億トンの食糧輸入が必要と

不足の懸念がある中で、どのように自由化原則を当てはめていくおつもりか、また将来の日本の農業のビジョンについてどのようにお考えか、総理並びに農林水産大臣にお伺いいたしたく存じま。

さて、APECの将来像を思い描くに当たり、私は、すべての外交の基本に置かれるべき信頼関係の醸成プログラムについて、ぜひとも質問させていただきます。

今回の大阪会議の直前にも、歴史認識をめぐる我が国と韓国、中国との間に鋭い緊張が生じた。ヨーロッパがEUという過去の歴史を超越した新しい国家を模索しているのを横目で見ながら、我が国がいつまでも過去の歴史の呪縛から解放されずにいる現状は、何と悲しく情けないことなのでしょう。

二年前、私は韓国の独立記念館を視察してまいりました。そのときに目にした戸籍簿の原本が今でも目に焼きついております。「宏秀全」という戸籍の記載の名前の上に赤鉛筆で太く線が引かれており、そのわきに赤字で「広山秀夫」と書きかえられておりました。祖先から引き継ぎ、親から与えられた姓名をたった一本の赤鉛筆で抹消された人の心の痛みは、恐らく一生消えることはないでしょう。

歴史の現実を、それを見る者に圧倒的に迫ってまいります。アジア・太平洋地域が真に共同体として相互に不可欠のパートナーになるためには、まず歴史をしっかりと認識するところから出発すべきだと思ひます。(拍手)そして、彼等の歴史認識のずれを埋めていく共同作業がぜひとも必要であると考えま。そこで、総理、歴史認識を中心

にした今後のアジア・太平洋地域における我が国の信頼関係醸成プログラムの具体的内容をお聞かせいただきたいと思います。

次に、APECメンバー間に共通の情報政策について質問させていただきます。

なぜなら、情報インフラの整備こそ、今申し上げた信頼関係醸成プログラムの必要条件と考えられるからであります。パソコンやインターネットによる情報は、今や国境を越えて全世界に広がっています。そして情報の及ぶ範囲は、国家のレベルを軽く越え、個人の、市民一人一人のレベルまで及んでおります。

アジア・太平洋地域が真に共同体となり、域内の多様性がやがて高められて普遍的友情になっていく、そんな相互の信頼関係を深めていくためにも、域内の共通の情報基盤整備はぜひとも重要だと考えられます。ソフトからハードの技術開発支援のみならず、法制面までを含む総合的な共通政策を考える時期に今来ているのではないでしようか。この点具体的にどのようにお考えか、御自身もネットワーカーとして毎日発信をされている、そのように聞いております通商産業大臣にお伺いをさせていただきます。

最後に、クリントン大統領の訪日中止について質問いたします。

このたびのクリントン大統領訪日には、APEC出席とともに、日米首脳会談において、沖縄の米軍基地の整理縮小問題、日米安全保障条約の再定義について協議するという重要な目的がありました。クリントン大統領の訪日中止によるこれらの問題への影響と今後の訪日の見通しについて、

総理並びに外務大臣にお伺いをさせていただきます。

くしくも今から五十二年前の昭和十八年十一月五日、この国会議事堂内の現在の参議院第一委員室において、アジア六カ国の指導者を集め、大東亜会議が開催されておりました。会議の冒頭で日本国代表東条英機内閣総理大臣は代表演説を行い、戦争遂行の決意と大東亜共栄圏の確立を内外に宣明いたしておりました。

日本のためのアジアという幻想と虚構に陥って犯した五十年前の失敗は、二度と繰り返してはならないと考えます。まさにアジア・太平洋共同体実現のために全力を尽くし、日本のアジアではなく、アジアの日本を目指すべきであることを最後に訴えて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣村山富市君登壇〕

○内閣総理大臣(村山富市君) 篠瀬議員の質問にお答えを申し上げます。

このたびのAPEC大阪会議で採択をされました「行動指針」が各国をどのように拘束するのかとの御質問でございますが、APECにおける貿易・投資の自由化、円滑化は、ガット、WTO的な交渉によらず、各メンバーの自主性を基本として進められていくものでありまして、「行動指針」では、まさにこのような方式を反映し、APEC各メンバーが、自主性を基本とした協動的な行動や共同の行動を通じて、貿易・投資の自由化、円滑化を進めていくことになっております。

次に、APEC各メンバーがどのように自由化、円滑化を進めていくべきかとの御質問でございますが、今次大阪会議において「行動指針」が策定され、今後、各メンバーは、この「行動指針」に従

てまいして、二〇一〇年、二〇二〇年までの目標達成に向け、自由化、円滑化を進めていくこととなります。

具体的には、各メンバーは、「行動指針」に従いまして直ちに具体的かつ実質的な行動計画の策定に着手をし、明年のフィリピンにおける関係会議にそれぞれの行動計画を提出することになると思っています。行動計画の実施は一九九七年一月に開始をされ、実施状況は毎年レビューされ、必要な場合にはその結果が各メンバーの行動計画に反映されることとなります。

また、我が国がいかにリーダーシップを発揮していくべきか、また一層の市場開放策をどのように進めていくのかとの御質問でございますが、今後、我が国といたしましては、一層規制緩和と市場開放等を進めることにより、我が国の経済構造改革を推進していく決意でございますが、このような施策をとる一方で、適切なイニシアチブをとり、リーダーシップを発揮していく所存でございます。

次に、農業についてどのように自由化原則を当てはめていくのか、また日本の農業のビジョンについてのお尋ねでございますが、APECの自由化、円滑化の過程は、すべての分野、すべての措置を対象とするものでございまして、我が国の農業分野も対象となりますが、自由化、円滑化に当たりましては、各メンバーの多様な状況を考慮し、柔軟性が認められることとなっております。

また、ウルグアイ・ラウンド農業合意の受け入れなど新たな国際環境に対応した二十一世紀に向けての今後の農政につきましては、第一に、農業を誇りを持って携わることのできる魅力ある産業

として確立すること、第二には、国土資源の有効利用により可能な限り国内生産を維持拡大し国内供給力を確保すること、第三に、消費者に対する良質・安全・新鮮な食料の適正な価格水準での安定供給を図ること、第四には、住みやすく活力に満ちた農村地域を建設することを基本方針といたしまして、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱に示されています具体的施策を中山間地域対策にも意を用いながら総合的かつ的確に講ずることによりまして、遺憾のないよう取り組んでまい

る所存でございます。

次に、今後のアジア・太平洋地域における信頼関係の構築についての御質問でございますが、我が国がアジア・太平洋地域の繁栄と平和のための共同作業を進めるためには、国家間、国民間の相互信頼が必要であり、過去の歴史を直視し、アジア近隣諸国等との間で相互信頼を強化していく必要があることにつきましては、御意見のとおり、私も全く同感でございます。

特に、未来志向に立った歴史認識の差を埋めていく共同作業につきましては、政府といたしましては、昨年八月の私の談話で平和友好交流計画を発足させることにいたしましたので、今後とも本計画のもとでの具体的な事業を着実に実施してまい

る考えでございます。

次に、クリントン大統領の訪日の延期に関する御質問でございますが、訪日が延期されたことはまことに残念であります。クリントン大統領の訪日のできるだけ早期に実現することで日米両国政府の認識は一致しております。その際に、日米安保体制に関する共同文書も発出したいと考えております。この点につきましては、十九日の私

との会談で、ゴア副大統領も同様の認識を示されたところでございます。

沖縄の米軍施設、区域の問題につきましては、十九日の会談において、私よりゴア副大統領に対し、重い負担を背負っている沖縄県民の心情につきる説明をいたし、日米両国が十分に話し合い、日米安保条約の目的達成との調和を図りながら、施設、区域の整理統合及び縮小を推進する必要性につき強調したところでございます。これに對してゴア副大統領より、沖縄の少女暴行事件につき遺憾の意と深いおわびの気持ちが表示されました。

また、この会談において、沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会を正式に設置することに合意をしたところでございますが、第一回会合を昨日二十日に開催したところであります。政府といたしましては、本委員会が十分な成果を上げられるよう、米側と協力して、今後とも全力を挙げて努力をしまいたいと考えているところでございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私には二点のお尋ねをいただきました。

第一点は、エネルギー・環境問題について、どうこれから具体的な行動をとっていくのかという御指摘であります。

御指摘のとおり、アジア・太平洋地域は、その経済の拡大に伴いまして、域内のエネルギー需要の急速な増加、環境問題の深刻化、これは大変な懸念を持たれております。我が国は、昨年のイン

ドネシアでのAPECの閣僚会議、首脳会議の場におきまして、アジア・太平洋地域において経済成長、エネルギーの安全保障、環境保全の三つの問題を同時に達成していかなければならないという必要性につき提言を行ってまいりました。今回のAPECの首脳宣言におきましても、これらの相互に関連する問題に対し共同で取り組む必要性についてうたわれております。

このような問題に対し、「行動指針」におきましては、域内のエネルギー問題についての一層の共通認識を醸成すべく、まず域内エネルギー需要見通しを一九九七年までに作成し、これをもとに、中長期的にはエネルギー政策目標の合意あるいはエネルギー政策の相互審査の実施を通じて、緩やかな政策協調を築き上げていきたい、推進したいと考えております。

また、エネルギー分野における環境負荷の低減を図るべく、我が国が保有しておりますクリーンコールテクノロジーあるいは省エネ、新エネルギーの技術等の、適用促進を目指して、積極的な技術移転の促進やそのための研修等の実施を進めていきたいと考えております。今後とも、当省といたしましては、他のAPECメンバーと協力しながら、エネルギー・環境問題に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、アジア・太平洋地域における高度情報通信インフラの整備等についてのお尋ねをいただきました。

摘のとおり、経済の活性化や産業分野における生産性の飛躍的な向上、豊かな生活の実現を図る上で必要不可欠なものだと考えております。

こうした観点から、本年五月に、韓国のソウルにおきまして、アジア・太平洋地域の情報インフラにつき、その推進に向けた目的と原則が合意をされました。さらに、先般の大阪APEC閣僚会議、非公式首脳会議におきましては、その「行動指針」の中で情報通信分野における協力がうたわれております。

日本といたしましては、五月の会合におきまして、APECにおける高度産業情報ネットワークプロジェクトの推進、電子設計・生産・調達・運用支援システム、いわゆるCALSでございませう、あるいは電子商取引の共同研究の推進、さらに貿易関連情報、受発注情報の電子的交換の推進を提案してまいりました。アジア・太平洋各国の状況にも留意をしながら、各国との協力を図り、アジア・太平洋地域の情報化に向けて今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(拍手)

〔国務大臣野呂田芳成君登壇〕

○国務大臣(野呂田芳成君) まず、今後どのような自由化原則を当てはめていくつもりかというお尋ねでございますが、このたびの「行動指針」の一般原則におきましては、包括性の原則と同時に、柔軟性の原則が明記されているところであります。この柔軟性の原則は、APECメンバー間の異なる経済発展段階やメンバーの抱える多様な状況を考慮して、APECでの自由化に関する対応等について、各メンバーの柔軟な取り扱いを可能とするものであります。これは、我が国の農業に

ついても認められるものであります。したがって、APECにおける我が国の農業分野の取り扱いにつきましては、この柔軟性の原則に基づき、ウルグアイ・ラウンド農業合意を堅持するとの方針で対処していく所存であります。

次に、将来の日本農業のビジョンについてのお尋ねであります。農業・農村の活性化なくして我が国の経済社会の調和のとれた発展は期しがたのであります。農産・農村を二十一世紀に向けて持続的に発展させ、将来にわたって我が国経済社会における基幹的な産業及び地域として次世代に受け継いでいくことを期して取り組んでまいりてまいります。

具体的には、平成四年の六月に公表いたしました「新しい食料・農業・農村政策の方向」に基づきまして、望ましい経営感覚を持った効率的で安定的な経営体が生産の大宗を担う農業構造がそれぞれの地域の創意工夫を生かして実現されること、また農村地域が住みやすく活性化すること、これにつきましては、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱に示された具体的な施策を、中山間地域にも十分意を用いつつ総合的かつ的確に講じていくことを考えております。

また、生産者が将来の農業経営に意欲を持てる生産の方向を示そう、こういうことで、平成十七年度を目途にした十カ年の農産物の需要と生産の長期見通しを現在検討しており、間もなく公表できる段階であります。また、新しい農業基本法の制定に向けて、今鋭意検討中であることを申し添えたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣河野洋平君登壇〕

○国務大臣(河野洋平君) 延期をされましたクリ

ントン大統領の訪日につきましては、できるだけ早い時期に国賓として訪日を実現するべく、引き続き双方で具体的に日程を調整していく考えであります。

また、クリントン大統領訪日の機会には、これまでの日米間における安全保障面での対話の成果を踏まえて、日米安保体制の重要性を首脳レベルで総括する共同文書を発出したいと考えております。

さらに、沖縄の施設、区域の整理統合・縮小等につきましては、沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会を設置することで正式に合意をいたしまして、同委員会の第一回会合が昨日、私及び衛藤防衛庁長官も参加をして開催されたところであります。政府としては、日米安保体制の円滑な運用のためには、国民、特に施設、区域周辺の住民の皆様の十分な理解が必要であるとの認識のもとに、本件についてできる限り十分な成果が上げられるよう、米側と協力しつつ努力してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(土井たか子君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十二分散会

出席国務大臣
内閣総理大臣 村山 富市君
通商産業大臣 橋本龍太郎君

出席政府委員

外務大臣 河野 洋平君
文部大臣 島村 直伸君
農林水産大臣 野呂田芳成君
外務省経済局長 原口 幸市君
通商産業省通商政策局長 細川 恒君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る十三日、本院は、国会の会期を十二月十五日まで三十二日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

一、去る十三日、本院は、宇宙開発委員会委員に山口開生君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十三日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に池川順子君、齋川慶一郎君及び須田寛君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十三日、本院は、中央更生保護審査会委員に深澤道子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十三日、本院は、電波監理審議会委員に岩男寿美子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十三日、本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る十三日、斎藤参議院議長から土井議長あ

て、参議院は国会の会期を十二月十五日まで三十二日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

(要求書受領)

一、去る十三日、内閣から、宇宙開発委員会委員に山口開生君を任命したいので、宇宙開発委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、中央更生保護審査会委員に深澤道子君を任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、電波監理審議会委員に岩男寿美子君を任命したいので、電波法第十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に池川順子君、齋川慶一郎君及び須田寛君を任命したいので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議席変更)

一、去る十五日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

三六一

中山 正暉君

四三七 松永 光君
四三九 江藤 隆美君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術委員

辞任

補欠

萩山 教嚴君

江藤 隆美君

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障委員

辞任

補欠

中山 正暉君

亀井 善之君

科学技術委員

辞任

補欠

江藤 隆美君

萩山 教嚴君

予算委員

辞任

補欠

中山 正暉君

江藤 隆美君

一、昨二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

小沢 鋭仁君

渡海紀三朗君

渡海紀三朗君

小沢 鋭仁君

(議案提出)

一、去る十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。

総務庁長官江藤隆美君不信任決議案(渡部恒三君外八名提出)

(委員会審査省路要求書受領)

一、去る十三日、議員から、次の議案は委員会の

審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
総務庁長官江藤隆美君不信任決議案
渡部恒三君外八名

(議案送付)

一、去る十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

宗教法人法の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、去る十三日、議員からの申出により次の議案は撤回された。

総務庁長官江藤隆美君不信任決議案(渡部恒三君外八名提出)

(質問書提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

通商産業省綱紀肅正に関する第三回質問主意書(檜崎弥之助君提出)

郵政省綱紀肅正に関する質問主意書(檜崎弥之助君提出)

血液製剤によるHIV(エイズウイルス)感染被害に関する質問主意書(枝野幸男君提出)

非加熱血液凝固因子製剤によるHIV感染に関する質問主意書(山本孝史君提出)

(答弁書受領)

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員坂上富男君提出生産緑地法の運用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山口敏夫君提出最高検察庁の綱紀肅正に関する質問に対する答弁書

平成七年十月二日提出
質問 第二号

生産緑地法の運用に関する質問主意書

提出者 坂上 富男

生産緑地法の運用に関する質問主意書

生産緑地法は平成三年に改正され、市街化区域における住宅建設用の土地を確保するとともに農業用地には税制上の保護を継続することになった。大都市圏では当時、遊休農地への宅地並課税の声が強く、私有地に厳しい制限を加えるにもかかわらず、課税の公正を進めるために改正に踏み切られたものである。

建設省は農水省と協力して、市町村と都道府県による生産緑地の指定作業を行った。この作業は全国的な大作業で、改正の趣旨が徹底されたと受け取られていた。しかし、その後の実態は、必ずしも改正の趣旨が都道府県や市町村に理解されているとは思えないような事態が散見される。よって次の点について質問する。

一 生産緑地は全国でどれだけの指定が行われたか。件数と面積を明示されたい。
二 生産緑地に指定された後、所有権者の同意が得られていなかったなどの理由で指定が取り消されたものはどのくらいあるか。件数、面積などを明示されたい。

三 主たる農業従事者の死亡などにより、指定が解除されたものはどれくらいか。件数、面積を明示されたい。

四 市町村長は生産緑地の買取りの申出があった場合には、特別の事情がない限り生産緑地を時価で買い取る定められているが、実際にはそのほとんどが市町村によって買い取られていないという実態をどのように認識しているか。買取り申し出られた土地で、公共用地として買い取られたものの件数と面積、他の農業者に斡旋された土地の件数と面積を明示されたい。

五 買取りの検討、他の公共団体への連絡、また、他の農業者への斡旋への努力をどのようにしているか。建設省はこれらの努力を具体的にどのような形で指導しているか。改正の趣旨に合うよう、十分行われていると見ているか。

六 生産緑地の指定や解除、それにとりまう都市計画決定などの処分は市町村に一任されているのか。建設省や都道府県にこれらを指導、あるいは監督する上級庁としての権限はまったくないのか。

七 生産緑地の運用が正当なものでなければ、徴税の公正を守るという同法改正の趣旨が生かされないが、現状で問題ないと考えているか。あるいは見直しが必要と考えているか。

八 農業従事者の高齢化が進みます進む中で、今後、生産緑地の買取り申出の増加が見込まれる。これを民間の開発業者が買い取り、スプロール開発につながることを懸念される。これは改正法の目的とした「農と住の調和した良好な都市環境の形成に資すること」に反しないか。右質問する。

内閣衆質一三四第二号

平成七年十一月十四日

内閣総理大臣 村山 富市

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員坂上富男君提出生産緑地法の運用に

関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員坂上富男君提出生産緑地法の運用に関する質問に対する答弁書

一について

平成七年一月一日現在、全国で六万六千四百八十二地区、総面積約一万五千五百八十四ヘクタールの生産緑地地区に関する都市計画の決定が行われている。

二について

生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号。以下「法」という。)第三条第二項の規定に基づき、生産緑地地区に関する都市計画の決定に当たっては、あらかじめ当該生産緑地地区内の農地等の所有権者等の同意を得なければならないとされており、都市計画の決定後に所有権者等の同意が得られていなかったという理由によって生産緑地地区に関する都市計画の決定が取り消された事例は承知していない。

三について

平成五年一月一日から平成七年一月一日までの間に生産緑地地区に関する都市計画の変更によって生産緑地地区内から除外された農地等は、千八百五十地区、総面積約百八十五ヘクタールである。

四について

買取りの申出があった生産緑地について、市町村長による買取り等又は他の農業者等へのあっせんを行った事例があることは承知しているが、全国での総件数及び総面積は把握していない。

五について

生産緑地の買取りの申出に対して、市町村長は、法の規定等に基づき、生産緑地の買取り、取得のあっせん等の必要な措置を講じることとされており、法が適正に運用されるよう、通達等により法の趣旨等について周知を図っている。

六について

生産緑地地区及び生産緑地に係る市町村の事務は、市町村が地域の実情に応じて行うべきものであり、建設大臣及び都道府県知事には、これらの市町村の事務に対して、上級行政庁として指揮監督する権限はないものとされている。したがって、都道府県知事は、生産緑地地区に関する都市計画の決定等については承認等を通じて関与することができるが、生産緑地地区内における行為の制限、生産緑地の買取り等に係る事務について、指揮監督する権限はない。

七について

法の運用の現状については、市町村において、地域の実情に応じ、個別の事案ごとに必要な措置を判断して対応しているものと理解している。今後とも、法が適正に運用されるよう、法の

趣旨等について市町村に対し引き続き周知を図ってまいりたい。

八について
市町村長が買取りの申出があった生産緑地を買い取るか否かは、個別にその事情に応じて判断されるべきものと理解している。

今後とも、法の目的に沿った運用が行われるよう法の趣旨等について市町村に対し引き続き周知を図ってまいりたい。

平成七年十一月六日提出
質 問 第 九 号

最高検察庁の綱紀肅正に関する質問主意書
提出者 山口 敏夫

最高検察庁の綱紀肅正に関する質問主意書
最高検察庁の綱紀肅正に關し、以下の質問をする。

「検察庁法第十四条」(法務大臣の指揮監督)及び「第七条」(検事総長・次長検事)また、国家公務員法「第八条」「第三十九条」「第九十九条」「第一百一条」等にもとづき、以下の点につき、「質問主意書」を提出いたしますので、明確な回答をお願いいたします。

(質問事項)

一 リクルート事件の際、当時、東京地検検事正だった吉永祐介(現・検事総長)の下、主任検事正として総指揮にあたられた前東京地検特捜部

長宗像紀夫氏は、平成六年八月八日から一週間、民間人グループと共にベトナム旅行に出掛けたことは事実か、否か。

二 もし、旅行されたとすれば、民間人グループの氏名は把握しておられるか。

当方の調査によると、パチンコメーカー「平和」の横浜営業所長「A氏」、他七名の人物が同行したことになっているが、確認しておられるのか。

三 一行の中の「S氏」なる人物は、

(イ) 会社乗っ取りや資産強盗事件等、「事件屋」としてつとに知られた人物と聞く。その背後には暴力団や右翼の影もちらついて

(ロ) 「S氏」自身、何度も警察沙汰になっている。八九年にも資産強盗を目的に委任状を偽造し、印鑑証明を作成。有印私文書偽造罪に問われた事実がある。

(ハ) 「S氏」は相模原市内の自動車関連機械会社乗っ取りを計画、同社の社長に暴行を働

き、今年の七月十三日、傷害と強要の容疑で神奈川県相模原署に逮捕されている。そのような前歴を持つ「S氏」なる人物もベトナム旅行に同行している事実を確認しておられるのか。

四 パチンコ業界では、「S氏」と警察庁の瀬川勝久保安課長(当時)の親しい関係がとりざたされている。パチンコ業界を直接監督する部署の責

任者で、プリペイドカード導入や換金合法化問題でもイニシアチプをとる立場にある瀬川課長に、「S氏」なる人物を紹介したのが宗像氏だと証言する人物がいるが、事実かどうか。

もし、紹介者が宗像氏との事実関係があるとすれば、宗像氏は「S氏」に利用されているところか、この逮捕歴のある「乗っ取り屋」に積極的に協力していたということではないのか。

五 パチンコ業界は、さまざまな疑惑が囁かれて

いる上に、最近ではプリペイドカード導入や換金合法化の動きに伴って、政治家や芳しからざる人脈も介入し、利権の巢窟と化している分野である。きな臭い業界の関係者と「法の番人」が一緒にプライベート旅行を楽しんでいたとすれば、検察官倫理に反し、国民の検察に対する信頼を裏切る行為ではないのか。この点について

の事実関係を解明願いたい。

六 今回のベトナム旅行は、八月八日、一行は成田空港に集合。八月十三日、香港経由で帰路についた。

(※) シンガポールではニューオータニ、ベトナムでも地元で超高級といわれるホテルに泊まり、シンガポールでは全員で高級クラブに繰り出し、ハノイやホーチミンでも、現地では一流といわれる店にて毎晩のように女性のいるクラブやバーで騒いでいた。ベトナム旅行に同行した関係者は、この旅行期間中、常に中心にいたのが当時の特捜部長・

宗像紀夫氏であり、宗像氏のための接待旅行という感じで豪華なものであったと証言している。

七 また、証言の関係者「A氏」は、「全員の旅費を私が出しました。飛行機やホテルの手配は新橋にあるベトナムに強い旅行代理店に頼んだ。代理店には、旅行前に私が代金を振り込んだ、現地での飲食費などはその都度私が会計を済ませた。」と述べている。事実関係はいかなるものであったのか、確認願いたい。

八 数年前、マスコミを騒がせた富士銀行不正融資事件。この事件で詐欺等に問われた「J氏」という人物に「S氏」は、「私の友人に宗像という特捜部の検事がいる。大丈夫だから安心なさい」と、こう言って依頼を引き受けた。

その報酬として事件人脈からあることに金をせびられ始めたところ。この点の事実関係はどうか、検察庁は再調査する意思があるのか。

九 「S氏」は一月間に一回ぐらいの割合で、宗像氏を招いて飲み会を開いていた。場所は赤坂の韓国バー「ボンジュ」や「新羅」。その席に自分の人脈を連れてきては宗像氏に紹介する。「S氏」氏がそのときの商売相手やスポンサーに付け回して、宗像は払ってない」とあるが、こうしたことが日常的に行われていたのか。

十 今年の春(平成七年)、検察幹部のもとに宗像氏と「S氏」の関係を確認する資料を届けたと聞

係者は証言している。吉永検事総長はこの宗像氏の疑惑の交友を知っていたが、「くさいものには蓋をして隠蔽する」とした疑いがあり、国民の非難が高まっている。他人の疑惑を追及する際には厳しい吉永検事総長も、こと自分の仲間の疑惑には頬かむりを決め込んだと判断してよろしいのか。

十一 七月二十八日の夜、東京地検を担当している新聞社、テレビ局など、報道各十四社の記者約五十人が、フランス料理のレストランで、大津地検検事正に七月三十一日付で異動する東京地検特捜部長の宗像紀夫氏の送別会を開いた。宗像氏は日本テレビの女性アナウンサーを伴って、スター気取りで出席したという。

送別会のメインイベントは、「敏腕検事」宗像氏の活躍などを振り返ったビデオであった。宗像氏本人のインタビュー、福島地検時代の木村守江知事汚職、リクルート、ゼネコン汚職、現在捜査中の二信組事件等、特捜部に摘発された事件の主役で、藤波孝生氏、江副浩正氏(元リクルート会長)、竹内藤男氏(元茨城県知事)、中村喜四郎氏、高橋治則氏(元東京協和信用組合理事長)らのニュースVTRを流し、これらの事件の関係者を酒の肴としてさらしものにしたというが、事実か。

十二 平成六年十月二日、埼玉県の「川越カントリークラブ」において、「S」氏による宗像氏を囲む会が開かれ、ゴルフ終了後、銀座「福臨

門酒家」において、豪勢な酒宴が開かれたが、その会費も宗像氏は支払っていないと、「A」氏が証言しているが、この点も事実なのか。

国家公務員は国民の代表たる立場において、国の法律を運用する大きな権限が付与されている。にもかかわらず、宗像紀夫氏にみられるこうした一連の行為は、検察官の職責上からくる

「正義の味方」意識が独善の世界にはまり込み、国民の公僕として責任を放棄し、自分たちは「特別の人」と国民を見下す、特権意識が検察官僚の体質となり、おこりとなってあらわれているのではないか。

職務上知りえた情報を安易にマスコミに流し、事件の世論づくりに利用する検察庁の体質、手法は、「法治主義の原則」を踏みにじる「違法行為」ではないのか。自分たちは何をやってても許されるという独善からくる重大な過失を真剣に反省すべきである。検察庁は国家権力の中でも「捜査権」と「公訴権」を持つ厳格な法の番人であり、真の公正な社会実現を目指す使命がある。しかるに自浄能力のない司法権力の腐敗構造は国民の名において究明、解明されなければならない。

列記してきた各質問事項が事実であった場合、網紀の素乱は目に余り、当事者の宗像紀夫氏の責任はもちろんのこと、「法務大臣」及び「検事総長」には、当然、監督責任が存在すると考えるが、いかなる所見をお持ちか、お聞かせ

願いたい。

今回は宗像紀夫氏の行状に限定しているが、「調査結果及び調査結果に基づき当該公務員に對してどのような処置をとられるものであるか、再発防止の為にどのような対策を講じられるのか」につき、至急且つ具体的に報告されることを求める。

尚、国家公務員法「第百条」等を含め、S・N氏他、複数の民間人と検察庁幹部との不明朗な交遊疑惑、検察最高幹部のゴルフ場会員権購入疑惑問題、検察庁と検事出身弁護士が介在するかたちでの問題企業との癒着等、さまざまな検察疑惑に關し、関係者の具体的証言と資料をもとに、再度「質問主意書」を提出することを、通告しておきます。

右質問する。

内閣衆議院一三四第九号
平成七年十一月十四日

内閣総理大臣 村山 富市
衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員山口敏夫君提出最高検察庁の網紀肅正に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山口敏夫君提出最高検察庁の網紀肅正に関する質問に對する答弁書
御質問に係る事項には、個人のプライバシーにかかわる事柄が少なからず含まれており、それが

法令上又は職務上問題とすべきものでない限り、本来内閣としては答弁を差し控えるべきものもあると考えるが、御指摘にかんがみ、検察に對する国民の信頼を保持する観点から、法務省において所要の調査を行った上、できる限りお答えすることとし、以下のとおり答弁する。

一から三まで及び五から七までについて

東京地方検察庁特別捜査部長であった御指摘の検事(以下「同検事」という。)が、「S」というイニシャルの人物(以下「S氏」という。)とともに御指摘の時期にシンガポール及びヴィエトナム旅行をした事実は認められるが、同検事は、高等学校の同級生でその当時から友人である弁理士のS氏に誘われ、私的立場で、同氏に旅行費用を支払った上、同氏が企画・主催した同旅行に参加したもので、同旅行の同行者との間に問題とならなければならないような交際は認められなかった。

四について

同検事と御指摘の警察庁課長とは全く面識がなく、したがって、同検事がS氏を同課長に紹介したとの事実はなかったと認められる。

八について

いわゆる富士銀行不正融資事件で起訴された者の中に「I」というイニシャルの人物がいることは事実であるが、同人とS氏との関係は、同検事のあすかり知らぬところであり、調査の限りではない。

平成七年十一月二十一日 衆議院會議録第十六号

議長の報告 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一六

九について

同検事がS氏から御指摘のような接待を受けたり、そうした席で御指摘のような「人脈」の紹介を受けた事実はなかったと認められる。

十について

御指摘のような事実はなかったと認められる。

十一について

同検事が御指摘のとおり司法記者クラブ有志主催の送別会に出席し、その席上同検事の関与した事件に関するニュース等のビデオが再生された事実はあるが、それは司法記者らが同検事の担当した事件等を回顧するために行ったもので、事件関係者をさらしものにする趣旨のものではなかったと認められる。

十二について

同検事は御指摘の日に御指摘のゴルフ場でS氏らとともにゴルフをし、その後会食をしたが、会費として相当額をS氏に支払っていることが認められる。

また、検察が秘匿すべき捜査情報をマスコミ等外部に流すなどということはあり得ないところである。

刑事責任の追及を職責とする検察官としては、世人の指弾を招くことのないよう、平素から公私の両面にわたって慎重かつ厳正にその身を持していかなければならないことは言うまでもないが、御質問に係る同検事については、以

上のとおり、法令上も職務上も問題としなければならぬ点は認められなかった。

検察においては、今後とも綱紀の保持に努めていくものと承知している。

(答弁通知書受領)

一、去る十七日、内閣から、衆議院議員小森龍邦君提出部落解放基本法制定に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成七年十二月四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十七日、内閣から、衆議院議員今村修君提出「平成七年兵庫県南部地震を踏まえた原子力施設耐震安全検討会」の報告書に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成七年十二月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十七日、内閣から、衆議院議員岩佐恵美君提出国立公衆衛生院、人口問題研究所、国立多摩研究所の統廃合案に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成七年十二月六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

平成七年十月二十七日

内閣総理大臣 村山 宣市

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、日本国とヴィエトナム社会主義共和国との間における所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、平成七年十月二十四日にハノイで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することと

いたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定
日本国政府及びヴィエトナム社会主義共和国政府は、
所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この協定は、一方の締約国又はその地方公共団体のために課される所得に対する租税(課税方法のいかんを問わない。)について適用する。

2 総所得又は所得の要素に対するすべての租税(財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む。)は、所得に対する租税とされる。

3 この協定が適用される現行の租税は、次のものとする。
(a) ヴイエトナムにおいては、
(i) 個人所得税
(ii) 利得税

(iv) 利得送金税 (v) 外国契約者税(利得に対する税とみなされるものに限る。) (vi) 外国石油下請契約者税(利得に対する税とみなされるものに限る。) (以下「ヴィエトナムの租税」という。) (b) 日本国においては、 (i) 所得税 (ii) 法人税 (iii) 住民税 (以下「日本国の租税」という。) 4 この協定は、3に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であつて3に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない。)についても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。 第三条 1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、 (a) 「ヴィエトナム」とは、ヴィエトナム社会主義共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、そのすべての領域(領海を含む。)及びその領域の外側に隣接する水域でヴィエトナムがヴィエトナムの法令により、かつ、国際法	に基づいて海底並びにその下及び上部水域の天然資源の探査及び開発についての主権的権利を有する水域をいう。 (b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域(海底及びその下を含む。)をいう。 (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はヴィエトナムをいう。 (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はヴィエトナムの租税をいう。 (e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体を含む。 (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。 (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。 (h) 「国民」とは、次の者をいう。 (i) ヴィエトナムについては、ヴィエトナムの国籍を有するすべての個人並びにヴィエトナムにおいて施行されている法令によつ	てその地位を与えられたすべての法人、パートナーシップ及び団体 (ii) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に關し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体 (i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。 (j) 「権限のある当局」とは、 (i) ヴィエトナムについては、財政大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。 (ii) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。 2 一方の締約国によるこの協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に關する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。 第四条 1 この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地そ	の他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。 2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。 (a) 当該個人は、その使用する恒久的居住が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的居住を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国(重要な利害關係の中心がある)の居住者とみなす。 (b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合はその使用する恒久的居住をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。 (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。 (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。 3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものは、その者の本店又は
---	---	--	---

主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

第五条

1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- (g) 倉庫

3 建築工事現場若しくは建設、据付け若しくは組立ての工事又はこれらに関連する監督活動については、六箇月を超える期間存続する場合に「恒久的施設」を構成するものとする。

4 一方の締約国の企業が他方の締約国内において使用人その他の職員を通じて役務の提供（コンサルティングの役務の提供を含む。）を行う場合には、このような活動が単一の事業又は複数の関連事業について十二箇月の間に合計六箇月を超える期間行われるときに限り、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

5 1 から 4 までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a) から (e) までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

6 1 及び 2 の規定にかかわらず、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者（8 の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が次のいずれかの活動を行う場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

(a) 当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を常習的に行使すること。ただし、その者の活動が 5 に掲げる活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、5 の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動）のみである場合は、この限りでない。

(b) (a) の権限は有しないが、当該一方の締約国内で、物品又は商品の在庫を常習的に保有し、かつ、当該在庫から当該企業に代わって物品又は商品を反復して引き渡すこと。

7 1 から 6 までの規定にかかわらず、保険業を営む一方の締約国の企業が、8 の規定が適用される独立の地位を有する代理人以外の者を通じて、他方の締約国内で保険料の受領（再保険に係る保険料の受領を除く。）をする場合又は当該他方の締約国内で生ずる危険に係る保険（再保険を除く。）を引き受ける場合には、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとする。

8 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

9 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかないかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1 の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1 及び 3 の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その

第七条

企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設の事業のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への分配によって決定する慣行が一方の締約国

にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている分配の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる分配の方法は、当該分配の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならぬ。

5 1から4までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

6 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、ヴィエトナムの企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する税でヴィエトナムにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

第九条

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間、に設けられた条件が独立の企業の間、に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払う。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において

て、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合に

は、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府、他方の締約国の地方公共団体、他方の締約国の中央銀行又は他方の締約国の政府が全面的に所有する金融機関が取得するもの及び他方の締約国の政府、他方の締約国の地方公共団体、他方の締約国の中央銀行若しくは他方の締約国の政府が全面的に所有する金融機関によって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府」が全面的に所有する金融機関とは、次のものをいう。

- (a) ヴイエトナムについては、
 - (i) ヴイエトナム国家銀行
 - (ii) ヴイエトナム外国貿易銀行
- (b) ヴイエトナム政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で西締約国の政府が隨時合意するもの
- (c) 日本国については、
 - (i) 日本銀行
 - (ii) 日本輸出入銀行
 - (iii) 海外経済協力基金

(iv) 国際協力事業団

(v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で西締約国の政府が隨時合意するもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）をいう。

6 1から3までの規定は、一定の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設又は固定的施設について

生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、当該利子の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（締約国の居住者であるか否かを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

5 1、2及び4の規定は、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許

権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様適用する。ただし、その収入に係る収益について次条4の規定が適用される場合は、この限りでない。

6 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が、当該使用料又は収入を生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立的人的役務を提供する場合において、当該使用料又は収入の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 使用料又は収入の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料又は収入の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料又は収入の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができ。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の株式の譲渡によつて取得する収益に對しては、次のことを条件として、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(a) 譲渡者が保有し又は所有する株式（当該譲渡者の特殊関係者が保有し又は所有する株式で当該譲渡者が保有し又は所有するものと合算されるものを含む。）の数が、当該課税年度中のいずれかの時点において当該法人の発行済株式の少なくとも二十五パーセントであること。

(b) 譲渡者及びその特殊関係者が当該課税年度中に譲渡した株式の総数が、当該法人の発行済株式の少なくとも五パーセントであること。

3 2の規定にかかわらず、法人が発行する株式（いずれか一方の締約国の公認の株式取引所において通常取引されるものを除く。）又はパートナーシップ、信託若しくは遺産の持分の譲渡から生ずる収益に對しては、当該法人、パートナーシップ、信託又は遺産の財産が一方の締約

国内に存在する不動産から主として構成される場合には、当該一方の締約国において租税を課することができる。

4 2及び3の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立的人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

6 1から5まで及び前条5に規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に對しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に對しては、次の(a)又は(b)に該当する場合を除く

ほか、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を他方の締約国内に有する場合

(b) その者が当該暦年を通じて合計百八十三日以上の期間当該他方の締約国内に滞在する場合

その者がそのような固定的施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合に、当該所得に対しては、当該固定的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じて当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、芸術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1 次条、第十八条及び第十九条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われず、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住

者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該暦年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もっとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

もっとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によって行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、当該所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体によ

て支払われる報酬(退職年金を除く。)に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民
(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

2 (a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対して、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内

に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限り。

第二十一条

1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない)で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

第二十二条

1 ヴィエトナムにおいては、二重課税は、次のとおり除去される。

ヴィエトナムの居住者が日本国の法令の下でこの協定の規定に従つて日本国において租税を課される所得、利得又は収益を取得する場合に、ヴィエトナムは、日本国において納付される租税の額と等しい額を当該所得、利得又は収

益に対して課されるヴィエトナムの租税の額から控除する。ただし、控除の額は、ヴィエトナムの税法に従つて計算される当該所得、利得又は収益に対するヴィエトナムの租税の額を超えないものとする。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの協定の規定に従つてヴィエトナムにおいて租税を課される所得をヴィエトナムにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるヴィエトナムの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) ヴィエトナムにおいて取得される所得が、ヴィエトナムの居住者である法人により、その議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるヴィエトナムの租税を考慮に入れるものとする。

3 2に規定する控除の適用上、ヴィエトナムの経済開発段階を考慮して、ヴィエトナムの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつてこの協定の署名の日に実施されているもの又はその修正若しくは追加としてヴィエトナムの租税に関する法令にその後導入されることがあ

るものに従つたヴィエトナムの租税の軽減又は免除が行われなかつたとしたならばヴィエトナムの法令に基づき及びこの協定の規定に従つてヴィエトナムの租税として納付されたであろう額は、納税者によつて納付されたものとみなす。ただし、両締約国の政府が前記の措置により納税者に与えられる特典の範囲について合意を行うことを条件とする。

4 2(a)に規定する控除の適用上、ヴィエトナムの租税は、常に、第十条2の規定が適用される配当及び第十二条2又は5の規定が適用される使用料又は収入についてはその額の十パーセントの率で納付されたものとみなす。

5 3及び4の規定は、この協定が効力を生ずる暦年の後十五年目の年の十二月三十一日より後に開始する各課税年度において日本国の居住者が取得する所得については、適用しない。

第二十三条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、特に居住者であるかないかに関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されておられる若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課

されることはない。

この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条8又は第十二条7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払つた利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されておられる若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

第二十四条

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限

のある当局に対して、申立てをすることができ
る。当該申立ては、この協定の規定に適合しな
い課税に係る当該措置の最初の通知の日から三
年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認め
るが、満足すべき解決を与えることができない
場合には、この協定の規定に適合しない課税を
回避するため、他方の締約国の権限のある当局
との合意によって当該事案を解決しよう努め
る。成立したすべての合意は、両締約国の法令
上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施さ
れなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解
釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意
によって解決しよう努める。両締約国の権限
のある当局は、また、この協定に定めのない場
合における二重課税を除去するため、相互に協
議することができ。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合
意に達するため、直接相互に通信することがで
きる。

第二十五条

1 両締約国の権限のある当局は、この協定若し
くはこの協定が適用される租税に關する両締約
国の法令(当該法令に基づく課税がこの協定の
規定に反しない場合に限り)を実施し又はこれ
らの租税に關する脱税を防止するため必要な情
報を交換する。情報の交換は、第一条の規定に
よる制限を受けない。一方の締約国が受領した
情報は、当該一方の締約国がその法令に基づい

て得た情報と同様に秘密として取り扱うものと
し、この協定が適用される租税の賦課若しくは
徴収、これらの租税に關する執行若しくは訴追
又はこれらの租税に關する不服申立てについて
の決定に關与する者又は当局(裁判所及び行政
機關を含む)に対してのみ開示することができ
る。これらの者又は当局は、当該情報をこれら
の目的のためにのみ使用することができ。こ
れらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷に
おける審理又は司法上の決定において開示す
ることができる。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約
国に対し、次のことを行う義務を課するものと
解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令
及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置を
とること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令
の下において又は行政の通常の運営において
入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは
職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかに
するような情報又は公開することが公の秩序
に反することになる情報を提供すること。

3 第二条の規定にかかわらず、1に規定する
「この協定が適用される租税」には、両締約国が
課するすべての種類の税を含む。

第二十六条

1 各締約国は、この協定に基づいて他方の締約

国の認める租税の免除又は税率の軽減が、この
ような特典を受ける権利を有しない者によって
享受されることのないようにするため、当該他
方の締約国が課する租税を徴収しよう努め
る。その徴収を行う締約国は、このようにして
徴収された金額につき当該他方の締約国に対し
て責任を負う。

2 1の規定は、いかなる場合にも、1の租税を
徴収しよう努めるいずれの締約国に対して
も、当該締約国の法令及び行政上の慣行に抵触
し又は公の秩序に反することになる行政上の措
置をとる義務を課するものと解してはならな
い。

第二十七条

この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則
又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税
上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

1 この協定は、両締約国のそれぞれの国内法上
の手続に従って承認されなければならない。こ
の協定は、その承認を通知する公文の交換の日
の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、次のものについて適用する。

(a) ヴィエトナムにおいては、

(i) 源泉徴収される租税に關しては、この協
定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後
に支払われる課税対象額

(ii) その他の租税に關しては、この協定が効
力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始
する各課税年度に生ずる所得、利得又は収
益

(b) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に關しては、この協
定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後
に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に關
しては、この協定が効力を生ずる年の翌年
の一月一日以後に開始する各課税年度の所
得

(iii) その他の税に關しては、この協定が効力
を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始す
る各課税年度の税

第二十九条

この協定は、無期限に効力を有する。ただし、
いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生
の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年
の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方
の締約国に対し書面による終了の通告を行うこと
ができる。この場合には、この協定は、次のもの
について効力を失う。

(a) ヴィエトナムにおいては、

(i) 源泉徴収される租税に關しては、終了の
通告が行われた年の翌年の一月一日以後に
支払われる課税対象額

(ii) その他の租税に關しては、終了の通告が
行われた年の翌年の一月一日以後に開始す
る各課税年度に生ずる所得、利得又は収益

(b) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に關しては、終了の
通告が行われた年の翌年の一月一日以後に
租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に關

しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
(四) その他の税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十五年十月二十四日にハノイで、ひとしく正文である日本語、ヴィエトナム語及び英語により本書「通」を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
鈴木勝也

ヴィエトナム社会主義共和国政府のために
ホー・テー

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定(以下「協定」という。)の署名に当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定第五条2(f)に關し、一方の締約国の居住者で他方の締約国の海底及びその下に存在する天然資源の探査に關連して当該他方の締約国内

の沖合において活動を行う法人は、当該活動に關し、当該他方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、当該恒久的施設を通じて事業を行うものとされるべきが了解される。ただし、当該活動が、継続するいずれかの十二箇月の期間において合計三十日を超える期間行われるものである場合に限り。

2 協定第七条に關し、同条の規定は、日本国の企業がヴィエトナムにある恒久的施設を通じてヴィエトナムにおいて事業を行う場合において、ヴィエトナムが当該恒久的施設の総収入に對して外国契約者税又は外国石油下請契約者税を課することを妨げるものと解してはならないことが了解される。ただし、当該恒久的施設が、同条の規定に従って当該総収入から計算された利得に對する最終的な利得税の額が徴収された外国契約者税又は外国石油下請契約者税の額のうちの利得に對する税とみなされる額を下回ることを示す適切な情報とともに税の申告をして、徴収された外国契約者税又は外国石油下請契約者税の額のうちの利得に對する税とみなされる額と申告された最終的な利得税の額との差額の還付を申請することができる場合に限り。

3 協定第二十三条2及び4に關し、これらの規定は、ヴィエトナムが次のことを行うことを妨げるものと解してはならないことが了解される。

(a) 石油、ガス及び他の希少天然資源の探査に關し、千九百八十七年のヴィエトナム外国投

資法(千九百九十年及び千九百九十二年の改正を含む。)第二十六条の規定に従って課税すること。

(b) ヴィエトナムにある恒久的施設の利得のヴィエトナムからの送金に對し、千九百八十七年のヴィエトナム外国投資法(千九百九十年及び千九百九十二年の改正を含む。)第三十三条の規定に従って利得送金税を課すること。

(c) ヴィエトナムにある恒久的施設又は一若しくは二以上の日本国の居住者によって直接若しくは間接にその資本の全部若しくは一部が所有され若しくは支配されているヴィエトナムの企業が行う農業生産活動からの利得に對し、千九百八十七年のヴィエトナム外国投資法(千九百九十年及び千九百九十二年の改正を含む。)に従って課税すること。

4 協定に規定する租税の免除又は軽減は、一方の締約国において生ずる所得であつて、他方の締約国の居住者(個人以外の者に限る。)で当該他方の締約国において生ずる所得又は利得についてその法令によって租税を免除されている者の取得するものについては、適用しない。ただし、その者が、当該他方の締約国においてその主要な事業を行うために必要とみなされる事務所、工場等の固定的な施設を有し、自ら当該他方の締約国におけるその事業を管理し及び支配している場合は、この限りでない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十五年十月二十四日にハノイで、ひとしく正文である日本語、ヴィエトナム語及び英語により本書「通」を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
鈴木勝也

ヴィエトナム社会主義共和国政府のために
ホー・テー

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件に關する報告書
本件「の目的及び要旨」

我が国は、ヴィエトナム社会主義共和国との間で平成七年一月から租税協定の締結について交渉を行ってきたが、合意に達したので、十月二十四日ハノイにおいて本協定に署名を行った。

本協定は、国際的な二重課税を可能な限り回避又は排除することを目的としたもので、近年我が国が締結した租税条約とはほぼ同様のものがあり、その主な内容は次のとおりである。

1 この協定の対象である租税は、日本においては所得税、法人税及び住民税、ヴィエトナム

- ムにおいては個人所得税、利得税、利得送金税、外国契約者税、外国石油下請契約者税及び使用料税とすること。
- 2 不動産から取得する所得に対しては、不動産所在地国において課税することができること。
- 3 事業所得に対しては、企業が相手国内に恒久的施設を有し、かつ、その恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税されること。
- 4 船舶又は航空機による国際運輸業からの所得に対しては、企業の居住地国においてのみ課税されること。
- 5 配当、利子及び使用料に対しては、源泉地国においても課税することができるが、その税率は、十パーセントを超えないこと。
- 6 不動産の譲渡収益及び恒久的施設又は固定施設に係る不動産の譲渡収益に対しては、当該不動産等の所在地国において課税することができること。
- 7 自由職業者、給与所得者、芸能人及び学生等の人的役務所得に対しては、それぞれの課税原則に基づいて課税すること。
- 8 二重課税の排除方法は、両国ともに、外国税額控除方式によることとし、一定の所得につき我が国においてみなし外国税額控除を認めること。
- 9 両国は、この協定に基づく租税の免除又は税率の軽減が、それを受ける権利を有しない者によって享受された場合には、相手国が課

する租税を徴収するよう努めること。
なお、本協定は、その承認を通知する公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国とヴェトナムとの間での各種所得に対する課税権の調整が図られることになり、両国間の経済及び文化の面での交流が一層促進されるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成七年十一月二十一日

外務委員長 三原 朝彦
衆議院議長 土井たか子殿

サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。

平成七年十月二十七日

内閣総理大臣 村山 富市

サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件
サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書

の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この議定書は、サービスの貿易に関する一般協定の金融サービスに関する第二附属書に基づく交渉の成果を示すものであり、金融サービス分野に關し、世界貿易機関の關係加盟国が、一層高い水準のサービスの貿易の自由化を達成することを目的とし、市場アクセス、内国民待遇等に關する特定の約束等を行ったものである。我が国がこの議定書を締結することは、我が国が世界の主要な金融サービス貿易国であることにかんがみ、サービス分野での多角的貿易体制の発展に寄与するという見地から極めて有意義であると認められる。よって、この議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書

金融サービスに関する自国の特定の約束に係る表又はサービスの貿易に関する一般協定第二条の免除に係る表をこの議定書に附屬させる世界貿易機関(WTO)の加盟国(以下「關係加盟国」という)は、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュにおいて採択された金融サービスに関する關係決定に基づき交渉を行い、

金融サービスに関する第二附属書及び千九百九十五年六月三十日にサービスの貿易に関する理事會によって採択された同附属書の適用に関する決

定に考慮を払って、次のとおり協定する。

1 この議定書に附屬する金融サービスに関する加盟国の特定の約束に係る表又は第二条の免除に係る表は、この議定書が当該加盟国について効力を生ずる時に、当該加盟国の特定の約束に係る表又は第二条の免除に係る表の金融サービスに關する部分に代わるものとする。

2 この議定書は、千九百九十六年六月三十日まで關係加盟国による署名その他の方法によつて行ふ受諾のために開放しておく。

3 この議定書は、すべての關係加盟国が受諾した日の後三十日目の日に効力を生ずる。すべての關係加盟国が千九百九十六年七月一日前にこの議定書を受諾しなかつた場合には、同日前にこの議定書を受諾した加盟国は、その後三十日以内にこの議定書の効力發生に關する決定を行うことができる。

4 この議定書は、世界貿易機関事務局長に寄託する。世界貿易機関事務局長は、世界貿易機関の各加盟国に対し、この議定書の認証謄本及び3の規定によるこの議定書の受諾に關する通告書を速やかに送付する。

5 この議定書は、國際連合憲章第二百二條の規定に従つて登録する。

千九百九十五年十月六日にジュネーヴで、この議定書に附屬する表に關して別段の定めがある場合を除くほか、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

日本国の特定の約束に係る表

7 金融サービス	日本国は、金融サービスに関し、この協定の第三部及び金融サービスに関する附属書の規定に加えて「金融サービスに係る約束に関する了解」(以下「了解」という。了解は、この約束表に附属するものとし、この約束表の不可分の一部を成す。)に従い、この協定に基づく特定の約束を行う。金融サービスの分野においては、了解に基づく義務をこの協定の第三部及び金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務に追加して負うものとする。 日本国は、金融サービスに関する附属書2(a)の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限(このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの)を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。 金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなく日本国以外の加盟国の領域内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、この協定第一条2(b)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。		
分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
	A 保険及び保険関連のサービス (b) この協定第一条2の(a)及び(b)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解の3及び4の規定に基づきこの分野においてこの協定の第三部及び金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。 (1) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に	(1) 制限しない。	
係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 日本国籍の船舶及び航空機 国際海上運送に使用される日本国籍の船舶及び日本国籍の航空機に係る国境を越える保険取引については、一九九六年六月末日までに自由化する。 自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。 保険サービスについては、日本国内の仲介を通じて提供することが認められない。 (2) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 日本国籍の船舶及び航空機 国際海上運送に使用される日本国籍の船舶及び日本			
(2) 制限しない。			

B 銀行サービスその他

- 国籍の航空機に係る国境を越える保険取引については、一九九六年六月末日までに自由化する。
- 自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。
- 保険サービスについては、日本国内の仲介を通じて提供することが認められない。
- (3) 保険仲立人として業務上の拠点を設置することは、一九九六年六月末日まで認められない。
- 自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。
- 保険仲介サービスについては、日本国内で免許を受けていない保険サービス提供者が行う保険契約のために提供することが認められない。
- (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
- (b) この協定第一条2の(a)及び(b)に規定するサービスの提供
- (3) 外国生命保険会社は、一九九六年六月末日まで、日本国通貨で表示された保険契約の責任準備金及び支払備金に相当する額を日本国内において日本国通貨建てで保有することが必要である。
- (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く)

- に關して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解の3及び4の規定に基づきこの分野においてこの協定の第三部及び金融サービスに關する附屬書の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。
- (1) 投資一任に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。
- (2) 外国通貨で表示された日本国外における預金又は信託契約であつて、これらの合計額が一億円相当額を超えるもの及び日本国通貨で表示された日本国外における預金又は信託契約については、許可が必要である。
- 営業を行う法人のうち、大蔵省が定める法務、リスク管理及び財務管理に關する体制の基準を満たすものは、ポートフォリオ投資のための一億円相当額を超える外国通貨で表示された日本国外における預金について、期限を定めないう許可を与えられる。当該預金については、事後の報告のみを行う。

- (1) 制限しない。
- (2) 制限しない。

次の資本取引に係るサービスについては、日本国内の外国為替公認銀行を通じて提供を受けることができ、当該外国為替公認銀行を通じて提供を受けない場合には、原則として許可が必要である。

(a) (i) 小切手、手形等の支払手段の取引
(ii) 外国為替の取引
(iii) 現物決済が行われる外国為替取引を伴う派生商品(例えば、通貨の現物オプション)の取引

営業を行う法人は、許可を受けることなく、自己の勘定において、日本国外の取引所に上場されているすべての証券派生商品に投資することができる。当該投資については、事後の報告のみを行う。

営業を行う法人のうち、大蔵省が定める法務、リスク管理及び財務管理に関する体制の基準を満たすものは、許可を受けることなく、自己の勘定において、日本国外の取引所に上場されている金融の先物又はオプションに投資することができ、当該投資については、事後の報告のみを行う。

ションに投資することができる。当該投資については、事後の報告のみを行う。

(b) 相殺、居住者が非居住者のために行う他の居住者に対する支払、居住者が非居住者のために行う他の居住者による支払の受領等の特殊な方法による決済

(c) スワップ

(3) 投資信託の委託サービスの業務上の拠点については、日本国内で設立された法人でなければならない。

(3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。

各分野に共通の約束における記載のとおり、研究及び開発に係る補助金については、約束しない。

(3) 日本国は、投資一任契約を行うサービス提供者が運用することを厚生大臣によって認定された厚生年金基金の資産に関する注「ニュー・マネー」とニュー・マネー以外の資産の区分を使用しない。

注「ニュー・マネー」とは、厚生大臣が厚生年金基金の資産運用の方法を拡大して投資一任に係るサービスを含めることにつき適格であると認定した日以後に当該基金が徴収した掛金の累

官 報 (号 外)

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 積により主として構成される資産をいう。
金融サービスに係る約束に関する了解	ウルグアイ・ラウンドの参加国は、金融サービスに関し、サービスの貿易に関する一般協定(以下「協定」という。)に基づく特定の約束を協定第三部に定める方法に代わる方法に基づいて行うことができる。この方法については次の了解に従って適用することが合意された。
(i) 当該方法は、協定の規定に抵触しないものとする。 (ii) 当該方法は、協定第三部に定める方法に従って特定の約束を記載する加盟国の権利を書き加えるものとする。 (iii) 当該方法に基づいて行われた特定の約束は、最惠国待遇に基づいて適用する。 (iv) 加盟国が協定に基づいて約束する自由化の程度について、予断を生ぜしめない。 関心を有する加盟国は、次に規定する方法に適合する特定の約束を、交渉に基づき、かつ、特定した条件及び制限を付して自国の約束表に記載する。	A 現状維持 次のB及びCの約束に対して課される条件及び制限は、当該約束に適合しない現行の措置に限る。 B 市場アクセス 1 協定第八条の規定に加えて、次の規定を適用する。 加盟国は、金融サービスに係る自国の約束表に現行の独占権を掲げるものとし、当該独占権を撤廃し又は当該独占権の範囲を縮小するよう努める。この1の規定は、金融サービスに関する附属書1(b)の規定にかかわらず、同附属書1(b)(ii)に規定する活動について適用する。 公的機関が購入する金融サービス 2 加盟国は、協定第十三条の規定にかかわらず、自国の公的機関が自国の領域内で金融サービスを購入し又は取得するに当たり、当該領域内で設立された他の加盟国の
金融サービス提供者に対し最惠国待遇及び内国民待遇を与えることを確保する。 国境を越える取引 3 加盟国は、非居住者である金融サービス提供者に対し、内国民待遇を確保しつつ本人として又は仲介により若しくは仲介者として次のサービスを提供することを許可する。 (a) 次の事項に関連する危険に対する保険 (i) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物(衛星を含む。)。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする。 (ii) 国際間の運送中の貨物 (b) 再保険及び再々保険並びに金融サービスに関する附属書5(a)(ii)に規定する保険の補助的なサービス (c) 金融サービスに関する附属書5(a)(iii)に規定する金融情報の提供、金融情報の移転及び金融データの処理並びに同附属書5(a)(iv)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス(仲介を除く。) 4 加盟国は、自国の居住者が他の加盟国の領域内で次の金融サービスを購入することを許可する。	(a) 3(a)に規定する金融サービス (b) 3(b)に規定する金融サービス (c) 金融サービスに関する附属書5(a)(v)から(vi)までに規定する金融サービス 業務上の拠点 5 加盟国は、他の加盟国の金融サービス提供者に対し、自国の領域内で業務上の拠点を設け又は拡張する権利(既存の企業の取得により業務上の拠点を設け又は拡張する権利を含む。)を与える。 6 加盟国は、5の規定に基づく自国の義務を回避せず、かつ、協定に定めるその他の義務に適合する場合には、業務上の拠点を設け又は拡張することを許可するための条件及び手続を課することができる。 新たな金融サービス 7 加盟国は、自国の領域内で設立された他の加盟国の金融サービス提供者に対し、新たな金融サービスを当該領域内で提供することを許可する。 情報の移転及び処理 8 いかなる加盟国も、電磁的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の移転が金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要である場合には、当該情報の移転又は金融情報の処理を妨げる措置をとってはならず、また、国際協定に適合する輸入規則に基づき場合を除くほか、当該機器の移転を

妨げる措置をとってはならない。この8の規定は、個人の情報、私生活並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する加盟国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が協定の規定を回避するために行使されないことを条件とする。

人員の一時的な入国

9 (a) 加盟国は、自国の領域内に業務上の拠点を設けている他の加盟国の金融サービス提供者の次の人員が自国の領域へ一時的に入国することを許可する。

(i) 金融サービス提供者のサービスの開設、管理又は営業にとって重要な専有の情報を有している上級の管理職員

(ii) 金融サービス提供者の業務上の専門家

(b) 加盟国は、他の加盟国の金融サービス提供者の業務上の拠点に関連する次の人員が自国の領域内に資格者として利用可能であることを条件として、自国の領域へ一時的に入国することを許可する。

(i) 金融サービス提供者の会計、電子計算機サービス又は電気通信サービスの専門家

(ii) 保険数理又は法律の専門家

差別的でない措置

10 加盟国は、次の措置が他の加盟国の金融サービス提供者に及ぼす著しい悪影響を除去し又は限定するよう努める。

(a) 金融サービス提供者が当該加盟国の領域内で当該加盟国が定める形態により金融サービスを提供するに当たり、当該加盟国が許容するすべての金融サービスを提供することを妨げる差別的でない措置

(b) 金融サービス提供者の活動が当該加盟国の領域全体に拡張することを制限する差別的でない措置

(c) 当該加盟国が銀行サービス及び証券サービスの双方の提供について同一の措置をとる場合において、他の加盟国の金融サービス提供者が自己の活動を証券サービスの提供に集中しているときは、当該措置

(d) 他の加盟国の金融サービス提供者が業務を行い、競争し又は当該加盟国の市場に進出する能力に対し、協定の規定を尊重する措置であつても悪影響を及ぼす他の措置

ただし、この10の規定に基づいてとられる措置は、当該措置をとる加盟国の金融サービス提供者を不当に差別しないものとする。

11 加盟国は、10の(a)及び(b)に規定する差別的でない措置に関し、市場への進出の機会の現在の程度及び他のすべての加盟国の金融サービス提供者が自国の領域内で一の階級として既に享受している利益を限定し又は

は制限しないよう努める。ただし、この約束が当該措置をとる加盟国の金融サービス提供者を結果として不当に差別することにならないことを条件とする。

C 内国民待遇

1 加盟国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の領域内で設立された他の加盟国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この1の規定は、加盟国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

2 加盟国は、他の加盟国の金融サービス提供者が自国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供するため自主規制団体、有価証券若しくは先物の取引所若しくは市場、清算機関その他の組織若しくは団体の構成員となり、これらに参加し若しくはこれらを利用することを要求している場合又は金融サービスの提供に当たりこれらの組織若しくは団体に対し直接若しくは間接に特権若しくは利益を与えている場合には、当該組織又は団体が自国の領域内に居住している他の加盟国の金融サービス提供者に対し内国民待遇を与えることを確保する。

D 定義

この方法の適用上、

1 「非居住者である金融サービス提供者」とは、加盟国の領域へ他の加盟国の領域内に所在する事業所から金融サービスを提供する当該加盟国以外の加盟国の金融サービス提供者をいう。この場合において、当該金融サービス提供者が金融サービスを提供する当該加盟国の領域内に業務上の拠点を有するかどうかを問わない。

2 「業務上の拠点」とは、金融サービスを提供するための加盟国の領域内の企業をいい、子会社(その全部又は一部が所有されているもの)、合併企業、組合、個人企業、フランチャイズ経営、支店、代理店、代表事務所その他の組織を含む。

3 「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス(既存の又は新たな商品に関連するサービス及び商品が納入される態様を含む)であつて、金融サービス提供者によつて当該加盟国の領域内では提供されていないが他の加盟国の領域内では提供されているものをいう。

(我が国以外の特定の約束に係る表及び第二条の免除に係る表は省略)

(署名欄は省略)

平成七年十一月二十一日 衆議院會議録第十八号

サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

三二

サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

ウルグアイ・ラウンド交渉の成果の一つとして、サービスの貿易についての国際的規律を規定した「サービスの貿易に関する一般協定」が「世界貿易機関協定」という。の附属書として作成されたが、金融サービス分野については、交渉が難航し、世界貿易機関協定の効力発生後も交渉が継続された。その結果、平成七年七月二十一日に世界貿易機関の金融サービスの貿易に関する委員会及びサービスの貿易に関する理事会において、金融サービス分野についての市場アクセス、内国民待遇等に関する特定の約束に係る表(以下「約束表」という。)及び第一条(最恵国待遇義務)の免除に係る表(以下「免除表」という。)が附属する本議定書が採択された。その後、本議定書は、確認期間を経て、十月六日に作成された。

本議定書は、サービスの中で最も重要な分野の一つである金融サービスの貿易について、世界貿易機関の關係加盟国が基本的に最恵国待遇の義務を負いつつ市場アクセス、内国民待遇等に係る特定の約束を行うことにより、多角的自由化を進展させることを目的とするものである。

り、本議定書に附属する金融サービスに関する加盟国の約束表又は免除表は、この議定書が当該加盟国について効力を生ずる時に、当該加盟国の約束表又は免除表の金融サービスに関する部分に代わるものとする等について規定している。

なお、本議定書は、すべての世界貿易機関加盟国が受諾した日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。すべての世界貿易機関加盟国が平成八年七月一日前に本議定書を受諾しなかった場合には、同日前に本議定書を受諾した加盟国は、その後三十日以内に本議定書の効力発生に関する決定を行うことができることになっている。

よって政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、我が国が金融サービス分野における世界の主要な貿易国であることにかんがみ、金融サービスの多角的貿易体制の発展に資するとともに、今後の世界のサービスの貿易の円滑化及び我が国のサービスの貿易の健全な発展に寄与する見地から、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成七年十一月二十一日

外務委員長 三原 朝彦
衆議院議長 土井たか子殿

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成七年十月二十七日

内閣総理大臣 村山 富市

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約を、別紙の留保を付して締結することについて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

理由

この条約は、締約国が人権及び基本的自由の平等な享有を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等をすべての適当な方法により遅滞なくとることをその主な内容とするものである。我が国がこの条約を締結することは、人種差別の撤廃に関する我が国の姿勢を内外に示すものとして望ましいと考えられる。もっとも、我が国としては、この条約中の人種的優越又は憎悪に基づくあらゆる思想の流布等の処罰に関する規定に

ついては、その内容にかんがみ、留保を付することと適当と認められる。よって、所要の留保を付してこの条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

(別紙)

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に関する日本国政府の留保

日本国は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第四条の(a)及び(b)の規定の適用に当たり、同条に「世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って」と規定してあることに留意し、日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

この条約の締約国は、国際連合憲章がすべての人間に固有の尊厳及び平等の原則に基礎を置いていること並びにすべての加盟国が、人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を助長し及び奨励するという国際連合の目的の一を達成するために、国際連合と協力して共同及び個別の行動をとることを誓約したことを考慮し、

世界人権宣言が、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人がいかなる差別をも、特に人種、皮膚の色又は民族的出身による差別を受けることなく同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることを考慮し、

すべての人間が法律の前に平等であり、いかなる差別に対しても、また、いかなる差別の扇動に対しても法律による平等の保護を受ける権利を有することを考慮し、

国際連合が植民地主義並びにこれに伴う隔離及び差別のあらゆる慣行(いかなる形態であるか)いかなる場所が存在するかを問わない)を非難してきたこと並びに千九百六十年十二月十四日の植民地及びその人民に対する独立の付与に関する宣言(国際連合総会決議第十五百四十四号(第十五回会期))がこれらを通やかにかつ無条件に終了させる必要性を確認し及び厳粛に宣明したことを考慮し、

千九百六十二年十一月二十日のあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言(国際連合総会決議第九百四号(第十八回会期))が、あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し並びに人間の尊厳に対する理解及び尊重を確保する必要性を厳粛に確認していることを考慮し、

人種の相違に基づく優越性のいかなる理論も科

学的に誤りであり、道徳的に非難されるべきであり及び社会的に不正かつ危険であること並びに理論上又は實際上、いかなる場所においても、人種差別を正当化することはできないことを確信し、

人種、皮膚の色又は種族的出身を理由とする人間の差別が諸国間の友好的かつ平和的な関係に対する障害となること並びに諸国民の間の平和及び安全並びに同一の国家内に共存している人々の調和をも害するおそれがあることを再確認し、

人種に基づく障壁の存在がいかなる人間社会の理想にも反することを確信し、

世界のいくつかの地域において人種差別が依然として存在していること及び人種的優越又は憎悪に基づく政府の政策(アパルトヘイト、隔離又は分離の政策等)がとられていることを危険な事態として受けとめ、

あらゆる形態及び表現による人種差別を速やかに撤廃するために必要なすべての措置をとること並びに人種間の理解を促進し、いかなる形態の人種隔離及び人種差別もない国際社会を建設するため、人種主義に基づく理論及び慣行を防止し並びにこれらと戦うことを決意し、

千九百五十八年に国際労働機関が採択した雇用及び職業についての差別に関する条約及び千九百六十年に国際連合教育科学文化機関が採択した教育における差別の防止に関する条約に留意し、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言に具現された原則を実現すること及びこの

ための実際的な措置を最も早い時期にとることを確保することを希望して、
次のとおり協定した。

第一部

第一条

1 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる差別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

2 この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける差別、排除、制限又は優先については、適用しない。

3 この条約のいかなる規定も、国籍、市民権又は帰化に関する締約国の法規に何ら影響を及ぼすものと解してはならない。ただし、これらに関する法規は、いかなる特定の民族に対しても差別を設けていないことを条件とする。

4 人権及び基本的自由の平等な享有又は行使を確保するため、保護を必要としている特定の人種若しくは種族的集団又は個人の適切な進歩を確保することのみを目的として、必要に応じてとられる特別措置は、人種差別とみなさない。ただし、この特別措置は、その結果として、異なる人種の集団に対して別個の権利を維持する

こととなつてはならず、また、その目的が達成された後は継続してはならない。

第二条

1 締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。このため、

(a) 各締約国は、個人、集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事しないこと並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従つて行動するよう確保することを約束する。

(b) 各締約国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束する。

(c) 各締約国は、政府(国及び地方)の政策を再検討し及び人種差別を生じさせ又は永続化させる効果を有するいかなる法令も改正し、廃止し又は無効にするために効果的な措置をとる。

(d) 各締約国は、すべての適当な方法状況により必要とされるときは、立法を含む)により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる。

(e) 各締約国は、適当なときは、人種間の融和を目的とし、かつ、複数の人種で構成される団体及び運動を支援し並びに人種間の障壁を

撤廃する他の方法を奨励すること並びに人種間の分断を強化するようないかなる動きも抑制することを約束する。

2 締約国は、状況により正当とされる場合には、特定の人種の集団又はこれに属する個人に対し人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を保障するため、社会的、経済的、文化的その他の分野において、当該人種の集団又は個人の適切な発展及び保護を確保するための特別かつ具体的措置をとる。この措置は、いかなる場合においても、その目的が達成された後、その結果として、異なる人種の集団に対して不平等な又は別個の権利を維持することとなつてはならない。

第三条 締約国は、特に、人種隔離及びアパルトヘイトを非難し、また、自国の管轄の下にある領域におけるこの種のすべての慣行を防止し、禁止し及び根絶することを約束する。

第四条 締約国は、一人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別(形態のいかんを問わない。)を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。

束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。

- (a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。
- (b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。
- (c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。

第五条

第一条に定める基本的義務に従い、締約国は、特に次の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束する。

- (a) 裁判所その他のすべての裁判及び審判を行う機関の前での平等な取扱いについての権利
- (b) 暴力又は傷害(公務員によって加えられる

ものであるか)いかなる個人、集団又は団体によって加えられるものであるかを問わない。)に対する身体の安全及び国家による保護についての権利

- (c) 政治的権利、特に普通かつ平等の選挙権に基づく選挙に投票及び立候補によって参加し、国政及びすべての段階における政治に参加し並びに公務に平等に携わる権利
- (d) 他の市民的権利、特に、
 - (i) 国境内における移動及び居住の自由についての権利
 - (ii) いずれの国(自国を含む。)からも離れ及び自国に戻る権利
 - (iii) 国籍についての権利
 - (iv) 婚姻及び配偶者の選択についての権利
 - (v) 単独及び他の者と共同して財産を所有する権利
 - (vi) 相続する権利
 - (vii) 思想、良心及び宗教の自由についての権利
 - (viii) 意見及び表現の自由についての権利
 - (ix) 平和的な集会及び結社の自由についての権利
- (e) 経済的、社会的及び文化的権利、特に、
 - (i) 労働、職業の自由な選択、公正かつ良好な労働条件、失業に対する保護、同一の労働についての同一報酬及び公正かつ良好な報酬についての権利

- (ii) 労働組合を結成し及びこれに加入する権利
- (iii) 住居についての権利
- (iv) 公衆の健康、医療、社会保障及び社会的サービスについての権利
- (v) 教育及び訓練についての権利
- (vi) 文化的な活動への平等な参加についての権利
- (f) 輸送機関、ホテル、飲食店、喫茶店、劇場、公園等一般公衆の使用を目的とするあらゆる場所又はサービスを利用する権利

第六条

締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。

第七条

締約国は、人種差別につながる偏見と戦い、諸国民の間及び人種又は種族的集団の間の理解、寛容及び友好を促進し並びに国際連合憲章、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言及びこの条約の目的及び原則を普及させるため、特に教授、教育、文化及び情報の分

野において、迅速かつ効果的な措置をとることを約束する。

第二部

第八条

1 締約国により締約国の国民の中から選出される徳望が高く、かつ、公平と認められる十八人の専門家から構成する人種差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に公平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を三箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二を

もって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 (a) 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。

(b) 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

6 締約国は、委員会の委員が委員会の任務を遂行している間、当該委員に係る経費について責任を負う。

第九条

1 締約国は、次の場合に、この条約の諸規定の実現のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内

(b) その後は二年ごとに、更には委員会が要請

するとき。
委員会は、追加の情報を締約国に要請することができる。

2 委員会は、その活動につき国際連合事務総長を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見と共に、総会に報告する。

第十条

1 委員会は、手続規則を採択する。
2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。
3 委員会の事務局は、国際連合事務総長が提供する。

4 委員会の会合は、原則として、国際連合本部において開催する。

第十一条

1 締約国は、他の締約国がこの条約の諸規定を実現していないと認める場合には、その事案につき委員会の注意を喚起することができる。委員会は、その通知を関係締約国に送付する。当該通知を受領する国は、三箇月以内に、当該事案について及び、当該国がとった救済措置がある場合には、当該救済措置についての書面による説明又は声明を委員会に提出する。

2 最初の通知の受領の後六箇月以内に当該事案が二国間交渉又は当事国にとって可能な他のい

かなる手続によっても当事国の双方の満足するように調整されない場合には、いずれの一方の締約国も、委員会及び他方の締約国に通告することにより当該事案を再び委員会に付託する権利を有する。

3 委員会は、2の規定により委員会に付託された事案について利用し得るすべての国内的な救済措置がとられかつ尽くされたことを確認した後、一般的に認められた国際法の原則に従って、当該事案を取り扱う。ただし、救済措置の実施が不当に遅延する場合は、この限りでない。

4 委員会は、付託されたいずれの事案についても、関係締約国に対し、他のあらゆる関連情報を提供するように要請することができる。

5 この条の規定から生ずるいずれかの事案が委員会により検討されている場合には、関係締約国は、当該事案が検討されている間、投票権なしで委員会の議事に参加する代表を派遣する権利を有する。

第十二条

1 (a) 委員長は、委員会が必要と認めるすべての情報を入手し、かつ、取りまとめた後、五人の者(委員会の委員であるか否かを問わない。)から成る特別調停委員会(以下「調停委員会」という。)を設置する。調停委員会の委員は、すべての紛争当事国の同意を得て任命するものとし、調停委員会は、この条約の尊重

を基礎として事案を友好的に解決するため、

関係国に対してあつせんを行う。

(b) 調停委員会の構成について三箇月以内に紛争当事国が合意に達しない場合には、合意が

得られない調停委員会の委員については、委

員会の秘密投票により、三分の二以上の多数

による議決で、委員会の中から選出す

る。

2 調停委員会の委員は、個人の資格で、職務を

遂行する。委員は、紛争当事国の国民又はこの

条約の締約国でない国の国民であつてはならな

い。

3 調停委員会は、委員長を選出し、及び手続規

則を採択する。

4 調停委員会の会合は、原則として、国際連合

本部又は調停委員会が決定する他の適当な場所

において開催する。

5 第十条3の規定により提供される事務局は、

締約国間の紛争のために調停委員会が設けられ

た場合には、調停委員会に対しても役務を提供

する。

6 紛争当事国は、国際連合事務総長が作成する

見積りに従つて、調停委員会の委員に係るすべ

ての経費を平等に分担する。

7 国際連合事務総長は、必要なときは、6の規

定による紛争当事国の経費の分担に先立って調

停委員会の委員の経費を支払う権限を有する。

8 委員会が入手し、かつ、取りまとめる情報

は、調停委員会の利用に供しなればならず、

また、調停委員会は、関係国に対し、他のあら

ゆる関連情報を提供しよう要請することがで

きる。

第十三条

1 調停委員会は、事案を十分に検討した後、当

事国間の係争問題に係るすべての事案関係につ

いての調査結果を記載し、かつ、紛争の友好的

な解決のために適当と認める勧告を付した報告

を作成し、委員会の委員長に提出する。

2 委員会の委員長は、調停委員会の報告を各紛

争当事国に通知する。これらの紛争当事国は、

三箇月以内に、委員会の委員長に対し、調停委

員会の報告に付されている勧告を受諾するか否

かを通知する。

3 委員会の委員長は、2に定める期間の後、調

停委員会の報告及び関係締約国の意図の表明

を、他の締約国に通知する。

第十四条

1 締約国は、この条約に定めるいずれかの権利

の当該締約国による侵害の被害者であると主張

する当該締約国の管轄の下にある個人又は集団

からの通報を、委員会が受理しかつ検討する権

限を有することを認める旨を、いつでも宣言す

ることができる。委員会は、宣言を行つていな

い締約国についての通報を受理してはならな

い。

2 1に規定する宣言を行う締約国は、その管轄

の下にある個人又は集団であつて、この条約に

定めるいずれかの権利の侵害の被害者であると

主張し、かつ、他の利用し得る国内的な救済措

置を尽くしたもののからの請願を受理しかつ検討

する権限を有する機関を、国内の法制度の枠内

に設置し又は指定することができる。

3 1の規定に基づいて行われた宣言及び2の規

定に基づいて設置され又は指定される機関の名

称は、関係締約国が国際連合事務総長に寄託す

るものとし、同事務総長は、その写しを他の締

約国に送付する。宣言は、同事務総長に対する

通告によりいつでも撤回することができる。た

だし、その撤回は、委員会で検討中の通報に影

響を及ぼすものではない。

4 2の規定に基づいて設置され又は指定される

機関は、請願の登録簿を保管するものとし、登

録簿の証明された謄本は、その内容が公開され

ないとの了解の下に、適当な経路を通じて毎年

国際連合事務総長に提出する。

5 請願者は、2の規定に基づいて設置され又は

指定される機関から満足な結果が得られない場

合には、その事案を六箇月以内に委員会に通報

する権利を有する。

6 (a) 委員会は、付託されたいずれの通報につい

ても、この条約のいずれかの規定に違反して

いると申し立てられている締約国の注意を内

密に喚起する。ただし、関係のある個人又は

集団の身元関係事項は、当該個人又は集団の

明示の同意なしに明らかにしてはならない。

委員会は、匿名の通報を受領してはならな

い。

(b) 注意を喚起された国は、三箇月以内に、当

該事案について及び、当該国がとつた救済措

置がある場合には、当該救済措置についての

書面による説明又は声明を委員会に提出す

る。

7 (a) 委員会は、関係締約国及び請願者により委

員会の利用に供されたすべての情報に照らし

て通報を検討する。委員会は、請願者が利用

し得るすべての国内的な救済措置を尽くした

ことを確認しない限り、請願者からのいかな

る通報も検討してはならない。ただし、救済

措置の実施が不当に遅延する場合は、この限

りでない。

(b) 委員会は、提案及び勧告をする場合には、

これらに関係締約国及び請願者を送付する。

8 委員会は、通報の概要並びに、適当なとき

は、関係締約国の書面による説明及び声明の概

要並びに当該委員会の提案及び勧告の概要を、

その年次報告に記載する。

9 委員会は、少なくとも十の締約国が1の規定

に基づいて行つた宣言に拘束される場合にの

み、この条に規定する任務を遂行する権限を有

する。

第十五条

1 この条約の規定は、千九百六十年十二月十四

日の植民地及びその人民に対する独立の付与に関する宣言(国際連合総会決議第五百十四号(第十五回会期))の目的が達成されるまでの間、他の国際文書又は国際連合及びその専門機関により当該人民に付与された諸願の権利を何ら制限するものではない。	2 (a) 国際連合の諸機関が、信託統治地域及び非自治地域並びに国際連合総会決議第五百十四号(第十五回会期)が適用される他のすべての地域の住民からの諸願であつて、この条約の対象とする事項に関連するものを検討するに当たつて、この条約の原則及び目的に直接関連する事項を取り扱つてゐる場合には、第八条一の規定に基づいて設置される委員会は、当該諸願の写しを受領し、これらの機関に対し、当該諸願に関する意見の表明及び勧告を提出する。	(b) 委員会は、(a)に規定する地域内において施政国により適用されるこの条約の原則及び目的の措置に関する報告の写しを国際連合の権限のある機関から受領し、これらの機関に対し、意見を表明し及び勧告を行う。	3 委員会は、国際連合の諸機関から受領した諸願及び報告の概要並びに当該諸願及び報告に関連する委員会の意見の表明及び勧告を、国際連合総会に対する報告に記載する。	4 委員会は、国際連合事務総長に対し、2(a)に	規定する地域について、この条約の目的に関連しかつ同事務総長が入手し得るすべての情報を要求する。	第十六条	紛争又は苦情の解決に関するこの条約の規定は、国際連合及びその専門機関の基本文書又は国際連合及びその専門機関により採択された条約に定める差別の分野における紛争又は苦情の解決のための他の手続を妨げることなく適用するものとす。締約国の間で効力を有する一般的な又は特別の国際取極による紛争の解決のため、締約国が他の手続を利用することを妨げるものではない。	第三部	第十七条	1 この条約は、国際連合又はいずれかの専門機関の加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及びこの条約の締約国となるよう国際連合総会が招請するその他の国による署名のために開放しておく。	2 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。	第十八条	1 この条約は、前条一に規定する国による加入のために開放しておく。	2 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行つ。	第十九条	1 この条約は、二十七番目の批准書又は加入書	が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。	2 二十七番目の批准書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。	第二十条	1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保を受領し、かつ、この条約の締約国であるか又は将来締約国となる可能性のあるすべての国に当該留保を送付する。留保に異議を有する国は、その送付の日から九十日の期間内に、その留保を承認しない旨を同事務総長に通告する。	2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。また、この条約により設置する機関の活動を抑制するような効果を有する留保は、認められない。留保は、締約国の少なくとも三分の二が異議を申し立てる場合には、両立しないもの又は抑制的なものとみなされる。	3 留保は、国際連合事務総長に於てた通告によりいつでも撤回することができる。通告は、その受領の日に効力を生ずる。	第二十一条	締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行つことにより、この条約を廃棄することができ。廃棄は、同事務総長がその通告を受	領した日の後一年で効力を生ずる。	第二十二條	この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国の間の紛争であつて、交渉又はこの条約に明示的に定められてゐる手続によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意しない限り、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため国際司法裁判所に付託される。	第二十三條	1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に於てた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。	2 国際連合総会は、1の要請についてとるべき措置があるときは、その措置を決定する。	第二十四條	国際連合事務総長は、第十七条一に規定するすべての国に対し、次の事項を通報する。	(a) 第十七条及び第十八条の規定による署名、批准及び加入	(b) 第十九条の規定によりこの条約が効力を生ずる日	(c) 第十四条、第二十条及び前条の規定により受領した通告及び宣言	(d) 第二十一条の規定による廃棄	第二十五條	1 この条約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合に寄託される。
---	--	--	--	---------------------------------	--	-------------	--	------------	-------------	---	---	-------------	--	---	-------------	-------------------------------	---	--	-------------	--	--	---	--------------	---	-------------------------	--------------	---	--------------	--	--	--------------	--	--------------------------------------	-----------------------------------	--	--------------------------	--------------	--

平成七年十一月二十一日 衆議院會議録第十六号

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 接收刀剣類の処理に 三八

2 国際連合事務総長は、この条約の認証原本を第十七条に定める種類のいずれかに属するすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、千九百六十六年三月七日にニュー・ヨークで署名のために開かれたこの条約に署名した。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

人権の尊重は、国際連合が最も大きな関心を払ってきた事項の一つである。昭和三十四年から三十五年にかけてネオ・ナチズムの活動がヨーロッパを中心に続発したのを背景に、昭和三十八年の第十八回国際連合総会において、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言」が採択され、条約案起草のための審議が行われた。その結果、昭和四十年の第二十回国際連合総会において、本条約案が全会一致で採択された。

本条約は、人権及び基本的自由の平等な享有を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この条約上、「人種差別」とは、人種、皮膚

の色等に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいうこと。

2 締約国は、人種差別を撤廃する政策及び人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくこれを約束すること。

3 締約国は、人種の優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動等が法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。

4 締約国は、市民的及び政治的権利並びに経済的、社会的及び文化的権利等の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること等を保障することを約束すること。

5 締約国は、国際連合憲章、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言及びこの条約の目的及び原則を普及させるため、迅速かつ効果的な措置をとることを約束すること。

6 締約国により締約国の国民の中から選出される十八人の専門家で構成する人種差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置すること。

7 締約国は、この条約の諸規定の実現のためにとつた立法上、司法上及び行政上その他の措置に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束すること。

8 委員会の委員長によつて設置された特別調査委員会、この条約の尊重を基礎として事案を友好的に解決するため、関係国に対してあつせんを行うこと。

9 締約国は、この条約に定めるいずれかの権利の当該締約国による侵害の被害者であると主張する当該締約国の管轄の下にある個人又は集団からの通報を、委員会が受理しかつ検討する権限を有することを認める旨を、いつでも宣言できること。

我が国は、本条約の締結に際し、第四条の(a)及び(b)の、人種の優位又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動等が法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること等についての規定に基づく義務を履行することは、日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触するおそれがあるため、それらの権利と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する旨の留保をすることとする。

なお、本条約は、昭和四十四年一月四日に効力を生じており、我が国については加入書を国際連合事務総長に寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、人種差別の撤廃に関する我が国の姿勢を内外に示すものであり、国際社会における人権の尊重の一層の普遍化に貢献するという意味からも極めて有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成七年十一月二十一日

外務委員長 三原 朝彦

衆議院議長 土井たか子殿

接收刀剣類の処理に関する法律案
右の議案を提出する。

平成七年十一月二十一日

提出者

文教委員長 柳沢 伯夫

接收刀剣類の処理に関する法律
(趣旨)

第一条 この法律は、連合国占領軍に接收された刀剣類(刀、剣、やり及びなぎなたをいう。以下同じ。)でこの法律の施行の際現に東京国立博物館に保管されているもの(以下「接收刀剣類」

という。)の処理につき必要な事項を定めるものとする。

(接收刀剣類の公示)

第二条 文化庁長官は、接收刀剣類(ことに、その種類、形状その他文部省令で定める事項を官報で公示しなければならない。)

(返還の請求)

第三条 接收刀剣類を連合国占領軍に接收された者(その包括承継人を含む)は、前条の公示の日から起算して一年以内に、当該接收刀剣類について、文化庁長官に対し、文部省令で定めるところにより、その種類、形状その他当該接收刀剣類であることを証する事項を記載した書面及び接收の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができる。

(返還等の手続)

第四条 文化庁長官は、前条の規定により接收刀剣類について返還の請求があったときは、返還請求者がその請求をすることができる者であるかどうかを審査しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の審査の結果、返還請求者がその請求をすることができる者と認められたときは、その旨を、遅滞なく、書面により当該返還請求者に通知するとともに、当該請求に係る接收刀剣類を当該返還請求者に返還しなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の審査の結果、返還請求者がその請求をすることができる者であると

認められないときは、その旨を、遅滞なく、書面により当該返還請求者に通知しなければならない。

(返還されない接收刀剣類の帰属等)

第五条 前条第二項の規定により返還することができない接收刀剣類は、国に帰属する。

2 前条第二項の通知をした場合において、当該返還請求者が、当該通知を受けた日から五年以内に当該接收刀剣類を受け取らないときは、当該接收刀剣類は、国に帰属する。

3 前二項の規定により国に帰属することとなった接收刀剣類の保管及び処分は、刀剣類に関し広くかつ高い識見を有する者の協力を求める等により、適切に行われるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

接收刀剣類の保管の現況にかんがみ、その処理につき必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号 一冊 送料 六円七角 (税別)